

平成22年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成22年3月12日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1番 太田 健一	2番 野並 享子
	3番 小菅 六雄	4番 高橋 繁夫
	5番 内田 聡史	6番 奥村 治男
	7番 矢野 隆行	8番 梶山 幾世
	9番 井狩 辰也	10番 市木 一郎
	11番 坂口 哲哉	12番 田中 良隆
	13番 中島 一雄	14番 丸山 敬二
	15番 西本 俊吉	16番 三和 郁子
	17番 鈴木 市朗	18番 田中 孝嗣
	19番 立入三千男	20番 河野 司

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	副市長	川尻 良治
教育長	南出 儀一郎	政策調整部長	南 喜代志
総務部長 (選挙管理委員会書記長)	前田 健司	市民部長	高田 一巳
健康福祉部長	新庄 敏雅	都市建設部長	橋 俊明
環境経済部長	岡野 勉	環境経済部政策監	土肥 義博
教育部長	東郷 達雄	政策調整部次長	富田 久和
総務部次長	山本 利夫	広報秘書課長	寺田 実好
企画財政課長	立入 孝次	総務課長	川端 弘一

出席した事務局職員の氏名

事務局長	田中 正二	事務局次長	井狩 重則
書記	吉川 加代子	書記	辻 昭典

議事日程

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 一般質問

開議 午前 9 時 0 0 分

議事の経過

(再開)

議長(鈴木市朗君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

議長(鈴木市朗君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員20名、全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本日定例会に説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、昨日と同様のため、配付を省略いたしましたので、ご了承願います。

(日程第2)

議長(鈴木市朗君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第2番、野並享子君、第3番、小菅 六雄君を指名いたします。

(日程第3)

議長(鈴木市朗君) 日程第3、昨日に引き続き一般質問を行います。

発言順位は昨日と同様、一般質問一覧表のとおりであります。順次発言を許します。

それでは、通告第8号、第1番、太田健一君。

1番(太田健一君) おはようございます。太田健一です。若手3番手で一問一答トップバッターということで皆さんの参考になれるよう頑張りたいと思います。よろしく願いします。

まず、都市計画税についてですが、今議会では先送りとなりました都市計画税の問題について質問したいと思います。まず、この都市計画税そのものが税の応能負担と所得再配

分の原則に反しているという点です。それと、市全体の都市計画事業について、市街化区域の特定の市民からだけ税を徴収するという点であります。所得のない人々、例えば年金生活者の方々にも課税される、この都市計画税は税は所得に応じて負担するという根本的なものに対して大きくかけ離れています、見解をまず求めたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 市長。

市長（山仲善彰君） 皆さん、おはようございます。

まず、税の考え方でございますけれども、通常多くの国で税は所得、資産、消費の3つを対象にかけられています。いわゆるこの3つに担税力を認めているということで、所得にだけかけられている国は、私が知っている限りではないなと思っております。応能負担ということで、所得税のみで資産課税をなくすと、個人や企業の所得が資産の補充につけかわることになると思っております。もう少し具体的に申し上げますと、資産への課税を廃止して所得のみ課税する制度とした場合、土地建物など膨大な不動産資産を持ちながら所得のない人は税負担を免れることとなります。土地建物などの資産の個人所有が認められない国、例えば国家が一元的にそういったものを所有している社会は別として、個人に資産所有が認められるような国では、例えば所得の多い人が大きな所得を生まない形で不動産資産をふやし続けて、資産形成を図るといったゆがんだ社会構造が生じると思います。さらに、このように蓄積された資産が現金所得のない人に相続された場合、この人に所得がないからといって、資産課税を控えるのであれば、資産蓄積が一層進み、ゆがんだ構造になるのではないかと考えており、この申し上げた所得、資産、消費といったところに着目した課税は適切であると考えております。

議長（鈴木市朗君） 太田健一君。

1番（太田健一君） 資産に対してかけるべきだと。その点に対してはまた後の質問のほうでからんでくるので、そこは今おいておくんですけど、今回の導入に向かって懇談会や説明会等で固定資産税を読み上げればというような声とかもあったと思います。ですけど、この都市計画税にせよ、固定資産税にせよ、システムそのものに大きな問題があると考えています。というのは、例えば利益の大きい銀行とそれに隣り合わせる利益の小さい商店というのも同じように固定資産税がかかる、これは土地に対しての評価額ですが、そうになってしまう矛盾があると思います。税金をとりやすいところからとるといって、こういったようなやり方がすべてに対してまかり通っているのではないかと思います。こういったように、制度そのものに根本的な問題がまず一番に大きくあると思います。

次の質問に移りますが、今回の導入について、当初市の財政状況が1点目に法人市民税の半減、2点目に基金の枯渇ということで検討され始めましたが、現在の状況は変わってきていると考えます。例えば、基金の枯渇については当初21年度末で約4億円しか残らないと言われていたものが、減収補てん債発行といえど、これにより基金繰入が必要なくなり、約6.7億円の基金残高となりますし、法人市民税の半減に関しては、村田製作所が昨年の秋ごろから増産体制で新たに非正規雇用をふやしたと聞いておりますし、京セラやオムロンの新工場も稼働するということで、今後の税収に展望はあるのではないのでしょうか。そういった点で1点目に、京セラ、オムロンの操業開始の時期と、この2社や村田製作所の増産による固定資産税や法人市民税の税収の見込額をお聞かせ願いたいと思います。それと、2点目に22年度は5億8,000万円と企業による全体の税収見込みの数字が出されていますが、23年度以降の見込額を明らかにされたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 市長。

市長（山仲善彰君） まず、法人市民税でございますけれども、私も毎日そろばんをはじいているのですけども、先般お認めいただきました平成21年度の補正予算では、法人市民税、今年度5億8,000万を見積もりました。これは過大でも過少でもなくて、補正予算を編成するときの見込みで見積もりました。おとといの夕方決裁を回してきてくれたので、先にちょっと急いでコピーをとってきたのですが、どうも今年度4億3,000万いかないのではないかなと思っております。ですから、見込みより1億5,000万、多分4億2,000万台かなと思っていました。減収補てん債もそれよりちょっと前のデータでいって今積み上げていまして、これは先般も小菅議員が、何かごまかしているんだとか、オオカミ少年みたいなことをおっしゃったんですけども、最大限はじいて今やっています。そういう状況で、本当に危機的状況です。この見込みからするとだれもわからないんですが、来年度、今年度並の5億8,000万を見積もってますが、きついんではないかと思えます。それと、京セラ、オムロンの例の固定資産税ですけども、あの地域は基本的に減免してますが、償却資産には課税ができますので、来年度、確かなところではオムロンで2,200万ぐらいが可能かなと思っております。それ以上の問いかけについては、現在きちっとしたデータを持っておりません。以上、答弁にさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 太田健一君。

1番（太田健一君） 1億少なくなる可能性があるということですが。今回、この集中改革プランに向けて2年間すごく厳しいということなんですけども、これは逆を返したか

ら、2年後は何をもって好転していくというふうに思われているのか。ここをちょっと質問させてもらったのは、こういった市内の大企業が今また盛り返している、新工場もできたということで、2年後以降、展望というのはそれなりにつかんでいるのではないかと感じているので、その点についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 市長。

市長（山仲善彰君） これは昨年の集中改革プランのときから申してますが、展望があるわけではございません。ただ、経済というのは、いわゆる波動していますから、ずっと悪くなり続けることはなくて、2年足しますと、おととしからですから4年、ですから上向くだろうというのが一つ。それと、今ご指摘のあった、オムロン、京セラで少なくとも固定資産税、償却資産での税収があるだろうということです。ただ、そのときにも申し上げていましたように、もしか向かない場合はもう一段の削減が必要だと。ただ、職員のボーナスカットについては、私は2年間ですと。それ以上やり続けると展望がなくなってだめだと。あるいは、野洲病院の支援の約5,000万円の削減も、これはずっと続けるとなると、野洲病院の経営の評価にかかわるので、2年間と申し上げましたけれども、もしか上向かない場合については、もう一段の財政改革が必要だというふうに申し上げておきます。以上でございます。

議長（鈴木市朗君） 太田健一君。

1番（太田健一君） 次の質問に移りたいと思いますけれども、今回、この提案に対して、さまざまな地域から反対の声が上がっていたと思います。例えば西河原など4自治体からの要望書が出されましたが、導入予定地域である市街化区域の、例えば近江富士団地や小篠原の住民の方々からの声をどのように受けとめておられるのか見解を求めたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 市長。

市長（山仲善彰君） 話し合いの場でも冒頭から言ってましたが、私は増税はしたくない。そしてから、税に賛成される方は基本的にないと。ただ、その税というのは自分たちの町をつくり、自分たちの町を安全にし発展させるための税であって、きのう申し上げましたように、1万円出して、1万円だったら夕食はみんなで食べられるかもしれないけど、道路はつくれません。学校もつくれません。保育園も維持できない。でも、みんなが持ち寄れば、それが1億円になって、5億になって、10億になる。税というのはそういうものであって、サービスで返ってくるものです。安心で返ってくるものです。だから、そこ

の仕組みをご理解いただいた上でご賛同いただきたいということで、これは感覚ではありませんけど、本当に半分以上の方はご賛成だと思います。おとといもちょっと会合があって、夜野洲駅を通りました。そしたら、市民の方が寄ってこられて、市長、頑張ってるし、応援してるしとおっしゃっていただきました。まさにそういうことであって、反対の声があるとともに賛成の声がありますから、そこをどういうふうに皆さん方の意思をまとめていって、制度として成立させていくかということが課題だと思っております。以上でございます。

議長（鈴木市朗君） 太田健一君。

1番（太田健一君） 少し僕が感じている見解とは違うなと思っております。僕は近江富士団地に住んでいるわけですがけれども、団地の方々からすごくいろんな声を聞いています。行政には、今までないがしろにされてきたという、今までの事業計画の中でも団地に対する恩恵はなかったし、今後も示されていないというような怒りの声、税は町をよくするために税をとって、そこに返すということですが、そういったものは今までもなかったし、示されていない中での導入にすごく怒りがあるということで、例えばスーパーマーケットがなくなりまして、買い物に行くのには駅前か菩提寺の平和堂まで行かなければならない。滋賀交通のバスも昨年減便されました。高齢化が進んで陸の孤島となりつつある、今団地の人たちは自分たちの住む地域を何とかしなければならないといった状況の中で、この市の説明の中では、市街化区域とは生活便利施設されることについて、規則を緩和している区域であり、その資産価値も高くなっているというふうにこの説明の中であるのですがけれども、市街化区域ということに対して。現実はこちらとは大きくかけ離れていて、資産価値云々ではなく、市街化区域に値しないぐらいの利便性に欠けるといような声が本当に多くありました。

あと、小篠原の住民の方からも何点か意見を聞いているので。もともと市街化区域内はそれ以外の区域に比べて地価の評価額も高く、税率も高い。市街化区域の農地は他の区域と比べ、もともと比較にならないくらい多額の固定資産税を払っている。例えば1反当たりの税額、300坪で市街化区域では例えば野洲市役所裏手の農地で年額9万6,000円、その他の区域、例えば市三宅周辺の農地は1,700円というぐらいに差があります。あと、野洲市の場合、市街化指定区域や全地域の12%等、湖南4市の中でも最少であって、3位の守山市の約半分となっている。最後ですが、今日市街化区域内で先祖から受け継いだ地に居住している方々にも、わずかな年金で生活されている所帯も増加しており、

特定の地域のみさらなる負担増を求めるのは問題であるという声が上がっています。最初の市長の答弁の中で、資産に対してかけるべきだというのがありましたけど、そこに住んでおられる方は、団地でもそうですけど、お金をもうけるためにそこに来たわけではなく、本当にたまたまという言い方も変ですけど、そこに住んでいる。この小篠原の方々も本当に親代々受け継いできた家に住んでいるという、その中で年金暮らしという苦しい状況の中で増税されるというのは本当に厳しいものではないかと思います。

こういった状況の中での税の導入計画を今後も進められるということですが、住民の方々の怒りは当然ではないかと思います。これは小篠原の団地のことも話しましたがけれども、西河原からも要望書が出ている。こういったように本当に広域でそういったような反対の声が大きく上がっていると思います。例えば、地域の問題を考えると、本当に過疎化が進む近江富士団地に若い人がどんどん入ってきてほしいと。入ってこられています。ですけど、固定資産税は3年間減免があるんですけど、都市計画税は減免がないので、そのままかかるわけですよ。簡単に単純に計算したら、もう2万円ぐらい、年間というのは、やっぱり若い人たち、子育てもあって大変な、これから頑張ろうというところに増税というのは若い人たちにとっても本当に高齢者にとっても厳しいものだと思います。現実、本当にこれは見送りではなく廃止にしてほしいという声を僕はたくさん聞いております。

次の質問に移るんですけども。ここに近隣の地域の比較があるんですけども。

(発言する者あり)

議長(鈴木市朗君) 暫時休憩いたします。

(午前9時19分 休憩)

(午前9時20分 再開)

議長(鈴木市朗君) 会議を再開します。太田健一君。

1番(太田健一君) 再開します。野洲市の場合、都市計画区域面積全体に対する市街化区域の面積というのが6,145ヘクタールのうち、750ヘクタールと。例えばお隣り、守山、草津、栗東でいいますと、ここら辺の割合を計算しますと、例えば栗東では4分の1、守山では4分の1、草津市では2.6分の1と、市街化区域の割合がこういうふうに出ています。それが野洲の場合は8分の1と、本当に群を抜いて市街化の割合が少ないと思います。

そういった点でも、この先ほどから申し上げてますけど、少ない区域から税をとって、それを市全体の基盤整備に使うということ自身にも大きな問題が一つあると思います。そ

れで、ちょっと最後になるんですけど、確かに厳しい財政難であると思います。ですから、財源確保のために、とりやすいところから税金をとるといようなやり方では市民の怒りは増すばかりで、見送りの原因に示してある行政への信頼感の弱さも解決はできません。求められるものは、税金の使い方を市民本位にして、むだを見直すことではないでしょうか。野洲市では、今なお年間2億円もの同和関連予算や、働く人々の雇いどめや解雇を行い続けてきた市内大企業に対して、今後2億8,000万円もの補助を行おうとしています。同和行政に対しては、共産党としてたび重なる廃止を訴え続けていますが、お隣の近江八幡市のようにやめるべきだと思います。そして、12月議会でも取り上げましたが、雇用創出目的も含めて補助金を出している市内企業である村田製作所や京セラなどに対する野洲高校卒業生に対する求人もゼロです。市内大企業に対する補助金を支払い続けることは約束だからと繰り返しの答弁ですが、市民に対するさまざまな施策。

議長（鈴木市朗君） 太田議員、都市計画税だけに絞ってください。

1番（太田健一君） いや、関連して。財源的な問題として。

議長（鈴木市朗君） 暫時休憩いたします。

（午前9時22分 休憩）

（午前9時23分 再開）

議長（鈴木市朗君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

1番（太田健一君） 要するに、今後都市計画税を進めていくに当たって、野洲市のまちづくりビジョンと計画具体化というふうに出ておりますが、財政再建のためにはやはりサービス切り捨てと負担強化ではなくて、これまでの企業誘致や大企業に頼る行財政運営から農業を含む地元産業基盤の整備、振興などに手を置いた行政推進や、市民の暮らしに力点を置いた都市計画整備が必要だと思います。例えば、地場産業で、農業での収益を上げられる方策や、福祉、介護などでは人手は足りていません。施設が足りないなどいろいろありますが、働く場をふやして税収を上げるなど、そういった感じで新たに税収をふやしていくような方策に転換していくべきではないでしょうか。そういった意味で、やはりこの税は先送りではなく、廃止にすべきだということを強く訴えて、この件に関しては発言を終わりたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 暫時休憩いたします。

（午前9時24分 休憩）

（午前9時25分 再開）

議長（鈴木市朗君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

市長（山仲善彰君） 何度も言ってますように、私は悪代官でもないので、皆さんがお金を払いたくないとおっしゃっているのにとるつもりは全くないです。ただ、もう皆さんよく存じていただいているように、本当に厳しいです。今おっしゃったように、どこからお金が降るみたいな発送で、今太田議員の見解があるんですが、どこからもお金は降ってこないですね。やっぱり共通で持ち出さない限り町はできません。さっき12%、野洲の市街化区域は。でも、そこに都市基盤が集中されていってむしろ不均衡になっているわけですし、ひどいところからそこへの都市基盤整備にお金が使われているということでもあるわけですから、取りやすいところからとるという話と違います。これは恐らく社会観の違いだと思いますね。それと、今、日本で見落とされていますのは、あえてお聞きいただいたから言いますけれども、年金生活の方で資産もない方がおられます。これは厳しい。でも、年金生活でありながら、資産のある方もあるわけです。社会資産というのは、これはもう共通の資産で、よく言われるように、財産を持って死ねません。だから、一生の中でストックをどういうふうに使っていくのか。アリさんとキリギリスさんの世界ですね。ですから、瞬間の毎年の所得、いわゆるフローだけで物事を見た場合、冒頭申し上げましたように、社会の資産形成がゆがんでしまうわけです。資産も所得なわけです、本当は。だから、膨大な土地を持っておられて、でも年金生活で年金が少ない、じゃあその方にご負担いただくのは気の毒だと言われれば、資産もなくて厳しい生活の方との差をどう見るかということですね。ですから、資産を持っておられる方はそのストックをうまく生かしていただいて貢献いただきたいということです。それと、市街化区域の農地と調整区域の農地が違うとおっしゃいましたが、これも説明会で申し上げていました。三上小学校のグラウンド、あれ買わないと本当に怖いなと思って、今、探っているんですが、かなりの部分が民地を借りています。農地です。当時、お米10俵ということで、20万、固定になっています。でも、その駐車場はそれの11倍です。道もついてない。市役所の隣接農地が、11倍のお金を野洲市は払っています。市民のお金から。これが歴然とした差なわけです。むしろ今、反問権がないですから、そのあたりを私は今回随分努力しました、半年。均衡をとろうと思って。ぜひまたご支援いただくことをよろしく願いして答弁いたします。

議長（鈴木市朗君） 太田健一君。

1番（太田健一君） お金がどこからわいてくるというふうを考えているわけではあ

りません。財源の問題で、先ほども触れましたけど、同和行政や企業へのお金、そっちにお金を使うのか、市民のために使うのかといった考えで申しています。あと、資産のことにしても、例えば近江富士団地の人たちが住んでいる家は資産だから、じゃあその資産を売り払って現金に変えるとかいうような問題でもないと思っています。

次の質問に移りたいと思います。

議長（鈴木市朗君） はい、次の質問に入ってください。

1番（太田健一君） 保育行政について質問したいと思います。2010年4月から、来月からですが、認可保育所の定員を超えて受け入れられる上限を撤廃する免責基準の緩和を厚生労働省から通知されていると思いますが、待機児童の解消をこういった詰め込みでは、根本的な解決につながらないどころか、乳幼児の死亡事故の急増にさらに拍車がかかる大きな問題に発展しかねません。これに対しての市の見解をまず求めたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（新庄敏雅君） おはようございます。

それでは、1点目のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。22年の4月から待機児童の解消ということで、国の一部改正があるということで承知をしておりますが、これについては最低基準を満たしているものに限り、認可定員の緩和が実施されるということになります。一人当たりの保育面積とか保育士の数ですね、こういうものをクリアするというところでございます。しかし、本市につきましては、さきの議会でもお答えを申し上げましたように、児童の良好な保育環境を維持するということが必要であると、こう考えておりますし、これまで平均110%までもいってない入所状況ですけども、そういう基準を踏まえまして、子どもたちの過ごしの場、保育の場として運営してまいりたいと考えております。

議長（鈴木市朗君） 太田健一君。

1番（太田健一君） ということは、4月から、そして途中の10月の時点で、公立、私立での受け入れはこれまでと変わらないということでしょうか。ちょっと確認を。

議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（新庄敏雅君） お答えをさせていただきます。今、希望されている方がおられて、野洲市としての保育事情が900数名余りということですので、何ぼ入れても125も超さないという現状でございますので、現在、各公立もそうですけども、特に私立も、保育環境を踏まえて、ある程度入所児童を受け入れるということは各保育園の園長

の判断と、市の幼児課との調整の中で出ております。その部分は国の通達もこれまでの原則は一切変えてませんので、それを踏まえて運営してまいりたいと考えております。

議長（鈴木市朗君） 太田健一君。

1番（太田健一君） 次の質問に移りたいと思います。野洲市次世代育成支援行動計画によると、平成26年度の目標事業量の通常保育事業において、定員増加プラス50名を挙げておられますが、施設の新たな建設計画が組み込まれていないということは、1点目に、どこの保育所の定員増を考えておられるのかと、2点目に各保育所の待機児童の数をお聞かせ願いたいです。

議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、2点目のお答えをさせていただきます。次世代の行動計画の中では、平成26年度も5カ年で定員は50名がふえていくだろうと見ております。現在、今、野洲市では、毎年500名ぐらいの子どもたちが生まれて、ここ10数年ずっと同じ傾向でございます。その中で、今後の保育事業を踏まえまして50名増としたものでございます。ただ、保育園のどこというところまでは定めておりません。ただ、増にする要因としまして、野洲駅を含む、小篠原周辺が今後もふえていくだろう。あわせまして、祇王の宅地分もふえていくだろうということで、一応計画の中では野洲駅周辺で40名余り、祇王周辺で10名、このあたりが定員を拡大して受け入れていかなければならないと考えております。また、待機児童につきましては、1月現在で54人となっております。多くが3歳未満児ということでございます。園別の内訳につきましては、野洲第1保育園で15人、野洲第3で3人、三上保育園で2人、篠原で3人、祇王明照2人、あやめで8人、きたの保育園12人、しみんふくし保育の家で6人、優愛保育園モンチで3人となっております。以上でございます。

議長（鈴木市朗君） 太田健一君。

1番（太田健一君） やはり野洲であったり、北野であったりきたのだったり、1カ所にニーズが集中していますよね。やっぱり今後を考えると、定員増加ではなく、保育所を建設していく方向に、そういうことが求められるのではないのでしょうかね。

次の質問に移ります。2011年度から、私立保育所運営費の国庫負担金や補助金が一般財源化され、配分された税金の使い道を、地方自治体の裁量で使える地方交付税となりますが、大きなどんぶりの中の保育予算となり、さらなる運営費の削減が危惧されますが、見解を求めます。

議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（新庄敏雅君） 私立の一般財源化につきましては、ご承知やと思うんですけれども、22年度予算への影響については回避されたところでございます。現在運営費が保証された中での、ある意味では一般財源化ということですが、市町村への自由裁量を与えられた範囲であれば一定の評価はできるということですが、これまで公立が交付税で算入されたように、ある意味では結果として削減に結びつくということは危惧しているところでございます。

議長（鈴木市朗君） 太田健一君。

1番（太田健一君） やはりこれはもし、国から削減されたとしてもその分は市として上乗せすることが必要ではないかと思えます。私立保育園では、休日保育や長時間保育とか、そういったように公立でできないこともされておられますので、来年度予算で5億7,500万円、民間保育園に支出されておりますが、これは最低限必要であります。先ほども危惧されていると言われましたが、本当に国がそういった保育行政に対してのお金を減らさないように訴えていくべきだと思います。

次の質問になりますが、人事院勧告で公務員の給与が引き下げられたことによって、国からの運営費が削減され、私立保育所は今月3月中に約120万円から130万円もの返還を求められ、大変な思いをされておられます。さらに、集中改革プランによって、市からの運営費、補助金が来年度から2年間、0.5%削減と、本当に厳しい現実を迫られております。まだこの国からの人勧によるものは仮に仕方ないとしても、少なくとも集中改革プランのもとで市がここまで削るとするのは、さらなる私立保育所の運営を困難に追い込むことにつながるのではないかと考えます。よって、この2年間の0.5%削減はやめるべきではないでしょうか。見解をお聞かせください。

議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（新庄敏雅君） 今回の民間保育所の運営補助金の削減につきましては、保育の実施と、児童福祉の増進のために、これまで国が定めた運営費に対しまして、市独自として6%の加算をしてきたものでございます。今般、集中改革プランの一貫として、0.5%の削減というものをお願いして、これを2年間ということで、保育園にもご説明を申し上げて、ご理解とご協力をいただけるということですが、今回、集中改革プランにつきましては、近隣と比べても6%が若干高かったということもあります。その率については、近隣の運営補助も踏まえまして決定をしたものでございます。以上でございます。

ます。

議長（鈴木市朗君） 太田健一君。

1番（太田健一君） 0.5%削減も行われて、さらに人勤でも引き下げられた分を返さなければならないと、本当に厳しいと思います。例えば、集中改革プランの0.5%は仮にそのまま進められるとしましても、人勤で引き下げられた運営費を来年の補助金として上乗せするべきではないかと思います。本当に民間保育園でこれ以上運営費を下げられて、人件費も下げないとあかんというようなことはできないと、厳しいと言われております。それに対しては、どうお考えでしょうか。

議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（新庄敏雅君） 民間保育園の運営につきましては、十分であるという部分では必ずしもないと考えています。今の現行制度の中では、国の運営基準を踏まえまして、適正な運営をいただけるということですので、基本的には国の運営基準をきちっと、ある意味では考えていただきたいなという思いがしております。今おっしゃるように、民間保育園がある意味では長時間とか一時という形で市のメニューでない部分にご協力というか頑張らせていただいています。今回、6%あったものを削減するということですが、2年後には、私どもとしては頑張らせていただいているというのか、長時間頑張らせていただく、休日一時保育をやっていただく保育園に、それに応じた形での補助メニューという形で、この部分については改正をしてまいりたいと考えております。以上です。

議長（鈴木市朗君） 太田健一君。

1番（太田健一君） 次の質問に、最後ですが、移らせてもらいます。

先日、私立保育所の現状をいろいろと聞いてきましたけど、先ほども言いましたが、これ以上の人件費の削減はできないと言われておられました。このままでは正職をパートに切りかえるなどしなければ運営していけず、結果的に保育の質そのものを落とすことになると思います。公立保育所と同程度の運営費が必要ではないかと思います。そういった点で1点目に、公立と私立の保育所の勤続年数と平均給与、平均年齢をお尋ねします。2点目に、さらに園児一人当たりの保育単価をお聞きします。3点目に、総コストの人件費を除いた分の園児一人当たりの単価を明らかにされたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、公私立の保育士の勤続年数につきましては、公立の正規職員の平均の勤続年数は19.6年ということで、平均保育金は33万7,4

65円でございます。平均年齢が45.3歳となっております。これに対しまして、私立の職員の平均勤続年数は5.2年、平均保育金19万5,167円で、平均年齢が28歳となっております。また、私立の園児一人当たりの保育単価ということでございますけれども、園の定員によって、それぞれ保育単価が異なっておりますので、例えば90人の定員の場合ですと、乳幼児で14万9,100円と、1、2歳児で8万8,100円、3歳児で4万2,310円などと、こうなっております。また、人件費を除いた一人当たりの保育にかかる経費ということでございますけれども、公立保育園では、平成20年度ですけれども、月額で1万3,087円ということでございます。私立につきましては、人件費の本俸は上がっていますけれども、諸手当等が把握できてないということで、算出はできておりません。ただ、人件費を除いたということですけど、人件費を含めると、予算ベースでいきますと、子ども一人当たりについては、ほぼ同額程度の費用が現在かかっておるものであります。以上です。

議長（鈴木市朗君） 太田健一君。

1番（太田健一君） 平均給与で公立で33万、私立で19万ぐらいと、やはりかなり私立のほうにぎりぎりのところでやられているなと感じます。あと、平均年齢も、これは野並議員が2002年の議会で取り上げて、その答弁書があるんですけど、それとちょっと比較してみたんですけども、これは10年前ぐらいの時点と比べて、その時点では、公立保育所の平均年齢は36.5歳、これが今45.3歳ということでございます。勤続年数も、公立では15年だったものが、今は19.6年。これは当然長く続けておられれば上がっていく数字ですが、民間保育園では、これが平均年齢が10年前は30.1歳だったものが、今は28歳と下がっています。勤続年数に関しても、10年前は8年だったものが、5.2年というふうにこれも下がっています。ということは、やはり若い保育士が給料も安いと、厳しい労働条件というのもあると思いますが、ころころと入れかわっているような現状だと思います。やはり、緊急事態に臨機に対応できるというのは、ベテランの経験者、さらに親に対する子育ての対応とかそういったものもできるのは、やはりベテランの経験者が必要だと思います。そういった面では本当にこういったベテランの方々、経験を積まれた方が少ない、民間ではなかなか働けないというような現状があります。この運営費削減が進んでいくと、本当にぎりぎりのところでやっているから、最終的には人件費を削るしかないという現状、正職をパートに切りかえなければならない。ということは、パートにかわるということは、保育の質そのものがやはり下がって、すべては子ども

もにしわ寄せが行くのではないかと思います。そういった意味でも、こういった民間保育所に対する運営費をしっかりと補助していくことが必要だということを最後に訴えて質問を終わりたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 暫時休憩いたします。

（午前9時47分 休憩）

（午前9時47分 再開）

議長（鈴木市朗君） 会議を再開いたします。

次に、通告第9号、第2番、野並享子君。

2番（野並享子君） おはようございます。

それでは、第1点目、私はごみの処理の問題について質問をさせていただきます。ごみの処理につきましても、ドイツのように生ごみ等は自治体が責任を持ち、その他のGPマークのついている製品、包装材などは、製造業者や販売業者が回収し、生産、再生産をする仕組みを基本にすべきだと思います。この方法をとれば、製造段階や販売段階で再生産可能な製品を開発し、販売し、ごみを生み出すもとを減らすことができます。また、GPマークのついていない製品は、各家庭と市町村が契約を結び、回収することになっており、GPマークのついていないものを買う家庭ほど処理費もたくさん払うということになります。また、フランスでは自治体が分別回収すると、その量に応じて事業者から自治体に助成金が入ることになっています。また、自治体が分別収集した再生資源のプラスチックと紙、ダンボールは無料ですが、他の包装廃棄物は事業者が有料で買い取る義務づけがされています。日本では家電リサイクル法が2001年にできましたが、廃棄処分費用を個人に任すことにより、不法投棄があとを絶ちません。ドイツやフランスのように処理費用が製品に含まれ、製造業者、販売業者が責任を負うべきであろうかと思います。循環型社会形成推進基本法が2000年5月に交付され、一連のリサイクル法がつくられましたが、さまざまな問題があります。行政としてどのようなことを国に求めているのか、また拡大生産者責任を求めるべきであり、見解をお尋ねします。

議長（鈴木市朗君） 環境経済部長。

環境経済部長（岡野 勉君） それでは、野並議員のごみ処理問題の中で、まず一連のリサイクル法について、国、県に対して何を求めるのか、あるいはまた拡大生産者責任の見解というお尋ねでございます。お答えを申し上げたいと思います。循環型社会形成推進基本法に基づき、個別物品の特性に応じました規制として制定されている各リサイクル法

の制度関連といたしまして、国、県に対し要望を行っておるところでございます。その内容につきましては、まず一つ目に容器包装廃棄物のリサイクル制度を定める容器包装リサイクル法では、分別収集は市長村の措置であると定められていることから、リサイクル量が増加するほど、市町村の費用負担も増加するということになってございます。このことから、容器包装廃棄物の再分別や、減容化のための施設整備、及び分別収集に必要な所要額を確保できる制度を国において構築されることと、という内容でございます。二つ目に、特定家庭用機器廃棄物、特定廃家電のリサイクル制度を定める特定家庭用機器再商品化法の運用におきまして、リサイクル費用が家電製品の価格に含まれていないため、廃棄される段階において、排出者の費用負担が発生をします。この影響を受けて、野洲市でも毎年約50から100件程度の特定廃家電の不法投棄も発生してございます。その対策費用が必要となっております。このことから、特定家庭用機器の購入時においてリサイクル費用を支払う前払い制度の導入の完全実施、また特定廃家電の引き取り場所の増設についても要望をしております。ほかに、適正なりサイクルの処理ルートに乗らず違法に投棄された特定廃家電の不法投棄のリサイクル費用を自治体が負担した場合は、その全額を企業側で負担する制度の構築も要望してございます。また、生産事業者が廃棄物のリサイクル費用の負担を担う、先ほどご質問がございました、拡大生産者責任についての見解でございますが、生産事業者自身の技術改良によります、より効率的なりサイクルを可能にする製品の開発により、リサイクル費用の削減と環境負荷への低減を図ることのできる可能性があります。また、グリーン購入の観点として波及効果も期待できますことから、各リサイクル制度への導入は有効と考えておるところでございます。以上でございます。

議長（鈴木市朗君） 野並享子君。

2番（野並享子君） 昨年民主党の連立政権が誕生しまして、こういう問題に対してかなり環境問題では民主党は取り組むのではないかと思ひまして、環境省の政策会議、環境省をクリックして引き出しました。平成21年10月14日に、第1回の環境省の政策会議が行われてまして、その中で、廃棄物処理法の見直しを通常国会に提出するということが書かれておりました。出せば出てきますので、こういう形で第1回、行われてて、その中に通常国会に提出するという廃棄物の見直し、これは今後排出事業者責任の強化徹底、許可制度整備、有料化の推進等の論点についての報告はとりまとめられる見込みと、それを踏まえ、次期通常国会に廃棄物処理法の改正案を提出すること予定という形で出ているのです。どんなものが出るのかと思って楽しみにしておりました。平成22年2月、つい

最近ですね。環境省が法改正の必要性という形で法改正の一部改正の概要がだされております。その中には、廃棄物の適正な処理をめぐる課題として、不法投棄等の不適性処理は依然として多数発見、産業廃棄物の搬出事業者の処理責任の徹底等が必要というふうなことが書かれているのですけれども、言われているような、拡大生産者責任というふうな形にまでは踏み込んでいないんです。法の概要として出されているのが、要は不法に投棄をした、不適性に処理された廃棄物を発見したときの土地所有者の通報努力の義務を規定して、従業員が不法投棄を行った場合には、その事業主である法人に課せられる量刑、3億円以下の罰金に引き上げということで、現行法では1億円が3億円に引き上げられるというような、そういう状況になっているんです。そういう意味においては、ちょっとがっかりというのか、こんなではあかんと思うんです。やはりそういうふうな形ではなくて、もっときちっとした拡大生産者責任というのを法律として出していく必要がある。今言われた不法投棄の部分とか、リサイクルすればするほどみんなの税金でそれを集めて、まとめて、リサイクル業者に渡すという、これを全部みんなの税金でやっているというようなことでは、ペットボトルやらがどんどん生産がふえているというような状況であろうかと思うんです。この容器包装リサイクル法ができて、どんどんとペットボトルの生産がふえたんです。野洲も多分、回収している量はふえていると思うんですけれども、一体どういふふうにこのペットボトルですとか、量的にどうなっていますでしょうか。処理費用としては、結局みんなが負担をしているということになると思うんですけれども、お答え願います。

議長（鈴木市朗君） 環境経済部長。

環境経済部長（岡野 勉君） 野並議員のご指摘というか、ご意見のとおりやと思えますが、最後にペットボトルの量ということで、お伺いでございますので、直近の20年度の回収量で申し上げますと、ペットボトルは年間125トンという回収量でございます。過去3年を申し上げますと、平成18年度では130トン、そして19年度では127トン、そして今申し上げました20年度では125トンということで、余り量的には同じぐらいで推移をしているというようなことでございます。以上でございます。

議長（鈴木市朗君） 野並享子君。

2番（野並享子君） ちょっとデータの的には、それは飽和状態になっているのかもわかりませんね。97年に容器包装リサイクル法が施行されてから、リサイクル率がドンとふえました。0.6%から四、五年の間で20%にふえて、その間で2.5倍に生産がふえているということで、今はもう飽和状態になっているんでしょうね。そういう量的に変わ

らないということは、こういうものを考えますと、今このペットボトルが輸出されてると
いうのを掌握されてますでしょうか。お尋ねいたします。

議長（鈴木市朗君） 環境経済部長。

環境経済部長（岡野 勉君） 私自身掌握はいたしておりません。申しわけございませ
ん。

議長（鈴木市朗君） 野並享子君。

2番（野並享子君） 一生懸命自治体で回収し、圧縮されたものが今輸出されてます。
商売として成り立っているんですよ。こんなばかなことは、私、ないと思うんですよ。み
んなの税金で集めて、圧縮の機械を行政が設置して、圧縮して業者に渡して、それが輸出
されているというね。というようなところで、私はこのごみの問題の製造業者、販売業者
がお金を払っていくという、拡大再生産責任というのは、野洲だけが抱えている問題では
ないと思います。これは全国の市町村が抱えている問題であろうかと思えます。環境問題
では非常に卓越した市長、この問題に対してもっと地方自治体が国に対して、今、要望し
ている要望しているというふうなことを言われましたけども、もっとアピールを起こす、
アクションを起こす、地方自治体が結束してこの拡大生産者責任を迫っていくということが
今求められるんじゃないでしょうか。そうしないと処理単価が上がり、ごみ袋が上がる
という、こういうことになってしまいますが、市長、見解を求めます。

議長（鈴木市朗君） 市長。

市長（山仲善彰君） 同感でございます。

議長（鈴木市朗君） 野並享子君。

2番（野並享子君） ならば、いつどういう形で実行されますか。

議長（鈴木市朗君） 市長。

市長（山仲善彰君） 先ほどの都市計画税と一緒にして、結局市民がどこかで恩恵を受
けられて、どこかで負担していると。問題はやはり負担の公平性なわけですね。日本の場
合、本当は拡大の生産者の責任という議論がされましたが、たちまち企業の負担がふえ
るということで結果的にうまくいきませんでした。あのときにドイツモデルにして随分議
論もされてましたし、私もよく知っていますが、出たくないということで、なっていま
すね。だから、その仕組み、結局企業にとってもそれは最終的にはプラスになるんだと
いう仕組みをきちっと見せて、業界ができるようなモデルをつくっていかないと、単に市
だけが負担を被るからということだけでは、なかなか通らない。今までそれでやってきて、

結局は押し切られているわけですね。民主党の政権というのは、おっしゃるように、市民目線だということで、私も期待してたんですが、中には企業側の方もおられますから、自動車屋さん、電気屋さん、閣僚になっています。なかなか多分通らんとおもいます。だから、そういう力関係じゃなしに、経済的な仕組みを、だれが見てもわかりやすい形で示していく中で提案が必要かなと思います。

議長（鈴木市朗君） 野並享子君。

2番（野並享子君） 全市町村、力を合わせてください。

さらに、次には具体的な問題で質問をいたします。世界の焼却場の70%以上が日本にあるという現状の中で、神奈川県葉山町では脱焼却、脱埋め立てを掲げて、ゼロウェストを展開しています。この取り組みについての見解を求めたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 環境経済部長。

環境経済部長（岡野 勉君） それでは、神奈川県葉山町の取り組み例に対する見解ということでございます。葉山町が掲げますゼロウェストは、徹底した市民啓発のもとに廃棄物の減量化と、再分別、また完全な資源化を行う仕組みを構築されております。将来的には、廃棄物ゼロを目指す施策であります。この取り組みは、ごみの収集運搬や分別、また資源化に多くの資本を投資する半面、ごみの焼却及び埋め立て処分を行わないことが基本となっております。この概念につきましては、地域性の違いやゼロウェストを目指した取り組みを行ったとしても、焼却ごみをゼロにすることは困難であると想定もされます。ゼロウェストの概念に基づく取り組みが、野洲市にとって最も効率的なごみ処理システムを構築できることには疑問がございます。今後の方針といたしまして、野洲市一般廃棄物適正処理システム検討委員会におきまして、環境への負荷を低減し、かつ効率的で安定したごみ処理システムの検討を行いたいと考えております。以上でございます。

議長（鈴木市朗君） 野並享子君。

2番（野並享子君） 私はこの葉山町に電話をいたしました。担当の方が、以前野洲に来たとおっしゃってました。野洲は環境問題で非常に頑張っておられる職員さんがおられて、いろいろイベントをされていたと思います。野洲は頑張っておられますねと。そうなんです。野洲町の時代からこの環境問題に関しては本当に私は頑張ってきたと思います。分別収集を初め、さまざまな取り組み。そういう意味では、私、この葉山町が今目指している、ここは今ごみ無料でどんどん生ごみが一人野洲は300以下ぐらいを目指していただいておりますが、今ここは600やから、ごみを半減するというので、物すごい取り組

みをされて、分別をして、スローガンとして、脱焼却、脱埋め立てということで頑張っていることを展開をされているんです。ですから、こういった一つのスローガンを掲げて引っ張っていくというのはすごくいいことやというふうに思います。ペットボトルとか資源になる、そういう資源回収を業者に任せて回収してもらおう。行政が回収しないというような形で展開をされるとか、今年中にリサイクルのステーションをつくられるんですよ。そういうふうなところでいろんな形で再利用をするような、いろんなことをしていこうという、そういう取り組みがされているんです。これからつくられるんですけどね、リサイクルセンターって。今年中に完成ということで、ごみの収集も年寄りには個別に収集すると、きめ細かな収集をしながら、しかし集積所は、滋賀県は各自治体にいっぱい集積所ですが、もっとまとめて、ステーション化して、そこにいつでもパレットのところに入れられるというふうな形で進めておられるという、いろんな意味で、私、必要な取り組みを学んでいったらいいのではないかとというふうに思います。それと、甲賀市で生ごみの堆肥化、これが行われていると思います。これも甲賀市のホームページから検索すれば出てきますが、これも生ごみと堆肥という形で、各家庭で集めておられます。水口で始められて、私は12月議会で、この水口テクノスの問題を発言したときに、いろいろ調査をさせたけれども、あんまり効果はないというふうなことを12月のときに答弁を市長はされたと思うんですけども、この家庭の堆肥化のこれはどんどん利用者がふえてます。今現在、21年3月現在で6,910世帯、19年から比べれば1,000世帯からふえて、今、甲賀市の22%の世帯がこの生ごみの堆肥化のこれをされているんです。生ごみの処理がグラフでも明らかになっていますけれども、本当に減ってきているんです。ずっと。これもホームページに載っています。減ってきてます。ですから、やはりいろんな形の取り組みを野洲としてもしてかなくてはならないのではないかとというふうに思います。それと、葉山町で行われているのが、守山やら草津が今までされていたある一定までは無料、それ以後は有料というゴミ袋、一人300グラムの生ごみというのを基準に袋を出している。その袋が余れば、還元をするということで、余って袋が家にどんどんたまるのではなくて、300以下になればペーパーと交換してもらえとか、いろんな形で、頑張ったところにはちゃんと還元が行くという、そういうふうな形で実施しているということで、守山やら草津がそのゴミ袋の体制をやめて、今度有料化にするというのは、私もっと早くこの葉山町の経験を学ばれてそういう形をされたほうがよかったのではないかと今思いますけど。そういう形で、ごみの減量化、そして頑張ったところは、もっとそれがそのおうちに帰るような、

そんなシステムを導入をされているんですけども、こういった取り組みなんかはどのようにお考えでしょうか。

議長（鈴木市朗君） 環境経済部長。

環境経済部長（岡野 勉君） まず、甲賀市の堆肥化システムの取り組みということで、先ほどもございましたように、12月議会でも市長のほうからも一定お答えをしておりますが、私どもの把握している範囲では、先ほども野並議員おっしゃられたとおり、旧の水口町の時代から取り組んでおられるということでございまして、今、甲賀市になって、ふえているといえますか、当初よりかはふえている。野並議員の話では22%ということでございます。私ども調べた段階では、現在生ごみの回収量は1,200トン、全体ごみ収集量の6.5%程度、可燃ごみ全体でいきますと、8.8%というような状況でございまして、そういう情報を得ております。それで、週2回程度のステーション回収をやっておられるということで、これを回収されて、水口テクノスというところで一定の処理をされて、また還元をされていると。これはどういう意味かといえますと、種堆肥といひまして、それぞれ家庭でコンポスト等、容器で生ごみを一定の処理をされるんですけども、その種堆肥としてまた還元されていると。それは、各ご家庭が自由にステーションからお持ち帰りをしていただくということで、これが実際堆肥になっているところまでまだ及んでないというようなことも聞いております。この取り組み、確かに生ごみを減らすといえますか、そういう意味ではいいんですけども、これもかなりのお金が必要というふうな情報も得ております。情報で申し上げますと、これも別個に収集、可燃ごみの中でも生ごみを別に収集しなければなりませんので、そういう収集委託経費だけでも5,000万程度要っていると。それと、水口テクノスがリサイクルをする分ですね、その運営委託費といひますか、そういうことで年間また5,500万程度要っておりますので、1億を超えていると。1,200トンの処理をするのに1億強の金を使っているという現状もございまして。一つの取り組みということ、あるいはこれで処理場自身の延命といひますか、そういう部分では一つの方策でもあると思いますが、これだけの投資もしなければならぬということもありますので、これは十分に検証もする必要もあると思います。

それと、野洲市の生ごみの現状を申し上げますと、大体やはり私どもでも燃えるごみは15%ぐらいは、可燃ごみですね、15%ぐらいは生ごみのようだというふうには思っております。そして、野洲市では、いろんな自治会単位の取り組みで生ごみの減量化に取り組んでいただいています。いわゆるEMぼかしによる処理、あるいは補助金制度もござい

ますので、そういう生ごみの減量化補助金ということで支援をしておりますので、そういう部分での各ご家庭での処理もしていただいていると、そういう部分で今、市は進んでおるといってございまして、何も水口の取り組み、あるいは葉山市の取り組みを否定とかそういう意味じゃなくして、やっぱり十分に検証していく必要があるというふうを考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（鈴木市朗君） 野並享子君。

2番（野並享子君） 次の問題に移っていきます。2と3と一緒に質問させていただきます。ごみ袋の手数料引き上げという計画が今現在出されていますが、このようなやり方では、一時的に減るかもしれませんが、数年たてばごみの量はふえて、ごみの減量化に逆行すると思います。ごみ処理費用の20%を手数料にするという考え方ではなくて、ごみの減量化とごみ処理費用を削減するという方法をもっと検討すべきであろうかと思えます。生ごみの処理機の電気代の補助金を4月から廃止をされますが、この葉山町で手動式のクルクルという、そういうものも行われておりますし、埋め立てて、そこにごみを投入できるというような、そういうふうなものも出しておられます。そういったものも検討すべきではないかと思えますが、答弁をお願いします。

議長（鈴木市朗君） 環境経済部長。

環境経済部長（岡野 勉君） ごみの手数料の問題でございます。さきの全員協議会等にも説明しておるんですけども、ごみ収集及び処理に伴う手数料につきましては、ご承知のとおり、クリーンセンターの開設当時、昭和57年からごみ処理にかかる経費の負担ということで、20%負担いただくということで設定をしてきたところでございます。設定当初からこの間、27年も経過をしておるといって、あるいはごみの処理品目もかなり増加をしているというようなことで、現在のごみ収集運搬処理の実態に見合った負担をということで、今回手数料の見直し作業に入っているところでございまして、既にパブリックコメントも終えたところでございます。手数料の改正に当たりましては、野並議員のご質問のように、単に市民に負担を求めるだけではないと思えます。今後、ごみ処理の課題を、今後といいますか、同時にごみ処理の課題を分析等もいたしまして、一層の3Rの取り組みの推進を図ることも必要でありまして、ごみの減量化を一層進めていくということだと考えております。それと、環境省のほうでは、一般廃棄物の会計基準というのでも定められておりますので、この基準に従いまして、分析も行い、ごみ処理費用にかかります費用を抑制するための施策をあわせて検討もしていきたいというふうにご存じます。

それと、2点目の質問でございます、生ごみ処理機の補助金の件でございます。確かに22年4月からちょっと補助要綱の改正を行う予定をしております。ご質問の手動式のくるくるというものですが、これは手動式でございますので、基本は電気を使ってくるくる処理機については補助の廃止をしていこうということでございますので、今ご質問にございました、手動式のくるくるについては交付の対象としているところでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（鈴木市朗君） 野並享子君。

2番（野並享子君） 次、3つ出していますが、もうまとめます。基本計画案の39ページに循環型社会形成推進交付金制度による、交付対象ごみ施設に、ガス化溶融炉方式の建設が半数ある、運転実績の蓄積は十分と言えないと書かれていますが、いろいろ問題を抱えている施設であります。野洲市ではどのような施設を検討しておられるのでしょうか。また、ごみを資源に変えるというRDF、固形燃料化は燃料をつくるのではなく、新たなごみをつくることになるのではないかと思いますので、見解を求めます。それと、計画書案の31ページに、資源化率が栗東市や守山市の5割程度ということが書かれていますが、野洲市で資源化率を上げていくためにも、栗東市や守山市の取り組みをどのように分析をされているのでしょうか。

そして、野洲で今取り組みが行われています、リユースの物品無償譲渡会、年に何回かされているんですが、これをもっと常設にして、品目も子どもの服とか、おもちゃとか自転車とかもっとふやしていくことが必要ではないかと思いますが、この3つの点の見解を求めます。

議長（鈴木市朗君） 環境経済部長。

環境経済部長（岡野 勉君） まず、国の循環型社会形成推進交付金制度の対象施設のご質問だと思いますが、対象施設としてエネルギー回収推進施設があります。その中に熱回収施設、あるいはごみ燃料化施設などが小分類として位置づけがされてございます。ご質問のガス化溶融炉は熱回収施設のうち、高温燃焼によりますダイオキシン類削減対策の有効手段として注目をされております。平成12年度ころから建設の数も増加をしております。導入初期は主に火災や爆発事故、あるいは高温による耐火物の損傷など、さまざまなトラブルが発生しておりました。近年では、環境性や省エネルギー性から全国的にも多くの実績を有し、技術として確立をされてきているところでございます。しかし、運転実

績の蓄積におきましては、約50年の歴史を持ち、技術が成熟している火格子、レストーカ方式、これは野洲市が今採用している方式でございますが、と比較をいたしますと、約10年余りしか実績のないガス化溶融炉では、あらゆる面、いわゆる運転の容易性、安全性、管理の容易性等におきまして、その利点は歴然であります。今後処理方式の選定につきましては、現在策定中のごみ処理施設整備基本構想を初め、各計画の中で位置づけをしていく予定であります。新年度から、先ほども申し上げましたが、一般廃棄物適正処理システム検討委員会を設置いたしまして、その中で処理性能を初め、環境保全性、安全安定性及び経済性等に十分に配慮いたしまして、処理方式を選定するものでございます。評価の妥当性の確保に十分、留意、配慮しながら、客観的かつ専門的な見地から検討をしていただきまして、その意見を反映してまいりたいというふうに考えてございます。

次に、RDF、いわゆる固形燃料化の施設は新たなごみをつくることにならないかというご質問でございます。RDF施設は現在も国の交付金、いわゆるエネルギー回収推進施設、あるいはごみ燃料化施設の対象施設となっております。この技術につきましては、可燃物を破砕、整形し、燃料として製造するための施設で、この施設が寄りましてつくられた固形燃料を焼却炉で燃焼させ、余熱を発電等に使用されていますが、固形燃料は保存が可能で、輸送性にも優れていることから、平成8年ごろから採用する自治体がふえ、現在までに全国で50カ所以上の実績がございます。しかしながら、固形燃料の安定した引き取り先の確保や、爆発事故の発生などの安全性確保の問題から、近年この方式を採用する自治体はなく、したがって本市におきましても有効性は低いと考えております。いずれにいたしましても、今後予定いたしております検討委員会を市民に公開して、客観的な評価を得ながらシステム検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

次に、ごみ処理基本計画案におけます資源化率ということの質問で、栗東市と守山市のということでございますので、お答えをいたしたいと思っております。野洲市の資源化率は基本計画の中では集団回収を除いた率で比較をしております。そのようにも記載もしてございます。そのことから、栗東市や守山市の5割程度というような表現になってございます。これは、自治会や各種団体での集団回収に積極的に取り組んでいただいております集団回収を含めると、ほぼ同率になるものでございます。守山市の取り組みを紹介いたしますと、プラスチック容器包装類等の資源ごみの収集量を自治会単位で集計をされ、その量に対し、報奨金を支払う制度、あるいは環境センターに直接搬入されます剪定の枝、あるいは葉っぱをチップ化し、市民が再利用することで資源化利用がされております。

報奨金制度があることから、自治会などが集団回収、野洲市のように集団回収に取り組みられていないように聞いております。

次に、栗東市では、プラスチック容器包装類以外のプラスチック類も収集し、中間処理施設におきまして、4種類に再分別をされまして、資源化をしておられます。また、中間処理施設から排出される焼却灰、先ほどもちょっと答えました熔融スラグ化することで再資源化、建設資材の利用が行われているということでございます。

両市の資源化の取り組みにつきましては、やはりこれだけの取り組みをしようと思うと、多額な費用もかかります。野洲市における必要額を試算した上で、投資額に見合った効果が発生し、より効率的なごみ処理が達成できる場合については検討する必要もあるというふうに思っております。

最後に、リユース物品の無償譲渡会の話でございますが、通告書の中にはマテリアルリサイクルという表現もございますが、マテリアルリサイクルとリユースのということは若干異なりますので、マテリアルは原材料を資源化と、再資源、再利用ということで、リユースについては、そのものを再利用するといえますか、そんなことです。それだけのご理解いただきたいと思います。リユースの普及拡大を目指して取り組んでおりますリユース物品の無償譲渡会、これは環境基本計画の一つの実践プログラムとして実施をしております。旧の消防署、東分署、これは西河原の地域にございますが、その旧施設を利用いたしまして、平成21年3月から現在までに4回の無償譲渡会を開催しております。現在はリユース制度の試行としての取り組みでございます。また、市民のプロジェクトの実践活動と市民のごみ減量化事業が連携して、実施をしているものでございます。4回開催いたしまして、いろんな譲渡会での新たな発見といえますか、そういうこともございますので、リユースシステムの運営に必要な課題も見えてきたというふうに思いますし、そういう段階でもあると考えております。リユースシステムの本格的稼働の拠点といたしまして、現在での試行開催の検討結果をもとにいたしまして、今後更新予定をいたしております中間処理施設整備計画の中に盛り込んでいく、組み入れていく予定でございます。

また、もう1点の質問で、リユース対象品目をもっとふやしたらというご質問でございますが、運営にかかります費用等も勘案しながら、また利用される市民のニーズを考慮いたしまして、可能な範囲におきまして、ご質問の中にありますような自転車等の対象品目もふやしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上答弁といたします。

議長（鈴木市朗君） 野並享子君。

2番（野並享子君） ごみの問題はまた引き続き6月議会でさせていただきます。いっぱい持ってきたんですけど、時間がありませんので。

次に、聴覚障がい者対策について質問をいたします。聴覚障がい者はあらゆるところで生きにくい状況です。家庭では訪問者がわからない、テレビの内容がわからない、緊急時の対応ができない、地域では行事に参加しづらい、自治会の役員ができない、コミュニケーションが不足しトラブルを招きやすい、学校では友達やクラスの中で孤立する、保護者参観とか懇談会に参加しにくい、職場でコミュニケーションが不足する、上司の指示がわからずトラブルの原因になる、研修や会議の中身がわからない、このような困難を解消するために、手話通訳とか要約筆記などのコミュニケーションが駅や病院での電光掲示板などで設置もされ、行われています。5点出していますが、一括でご答弁をお願いいたします。野洲市民で聴覚障がい者は何人おられるのでしょうか。また、次2点目、市役所で手話通訳の専任職員が複数体制で必要であり、また各職場の職員に対して、手話通訳養成が必要ですが、見解を求めます。3つ目が聴覚障がい者の地域、学校、職場でコミュニケーションをどのように保障しているのかお尋ねいたします。4つ目が聴覚障がい者用のテレビの受信装置とドラゴンツリーというのがありますが、現在皆さん利用されてると思います、2011年7月24日でアナログ放送はなくなり、地上デジタル放送になります。ドラゴンツリーでは対応できず、ドラゴンスリーが必要であり、この装置の購入を、自立支援法的生活用具に加えて1割負担の補助が必要ではないかと考えます。5点目が難聴者や中途失聴者には要約筆記がコミュニケーションをするのに必要です。市職員や市民の養成とあわせて、聞こえなくなった人に読話や手話、補聴器の使い方を学べる講座と相談業務が必要ですが、見解を求めたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（新庄敏雅君） 野並議員のご質問にお答えをさせていただきます。1点目の聴覚障がいの方につきましては、2月末現在で127人でございます。3点目の聴覚障がい者へのコミュニケーション支援につきましては、病院、健康診断、また保護者の参観などで、市の通訳員、また県の聴覚協会に委託をしまして、手話通訳並びに要約筆記の派遣をしているところでございます。また、昨年には磁気の誘導システムを導入しまして、難聴の方への社会参加のために貸し出しもしているところでございます。4点目の受信装置のアイドラゴンスリー、これにつきましては4月から生活用具に加えると考えておりま

すし、その負担につきましても22年4月から低所得者層への無料化というのを国が言っていますので、その方向で本市も検討を進めていきたいと考えております。5点目の講座相談業務につきましては、守山市との共催で入門講座なり、要約筆記の啓発も予定をしておりますし、また聞こえに不安を感じていただいている方につきましては、来庁時、電話などでの相談などを受けておりますし、県の聞こえの相談、またサロンにもご利用のご案内をしているところでございます。以上、お答えとさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 総務部長。

総務部長（前田健司君） 野並議員の2点目のご質問にお答えをいたします。手話通訳者の複数体制につきましては、現在週5日の嘱託職員と週2日での臨時職員での複数体制として対応させていただいているところでございまして、今後も聴覚障害者の方々に対して、行政サービスに不備がないよう、体制維持に努めてまいりたいと考えております。また、手話通訳の養成についてでございますが、昨年度におきましては、聴覚障害者に対する理解、また資質の向上を図るために、全職員を対象といたしまして、手話の研修を実施したところでございます。今後におきましても可能な限り研修等を実施いたしまして、手話通訳者の不在時でもスムーズな対応ができるよう、職員のスキルアップに取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（鈴木市朗君） 野並享子君。

2番（野並享子君） 聴覚障がい者が127人、手話が必要でなく、要約筆記ぐらいでいける人もあるのかと思いますが、しかし本当に耳の聞こえない人にとっては、会話は手話です。コミュニケーションは手話ですので、この今の嘱託と臨時で対応しているというところでは、職員さん、本当に正職で雇用していただきたい。でないと、守山が臨時とか嘱託の範疇で雇用されていた方が、正職に行かれました。守山にはそういう方がおられない。何ぼ募集をかけてもおられないという事態になっています。ですから、野洲の場合、そういったことにならないようにきちっと正職として、別に手話だけをやっておられるのではないんですから、いろんな業務もしながらですので、ぜひそういうことを、市長、考えていただきたいんですけれども、お答えをお願いいたします。

議長（鈴木市朗君） 市長。

市長（山仲善彰君） 私も正職で採用できればと思いますが、先ほど太田議員の保育園、幼稚園でもありましたように、市の本当に保育園、幼稚園の正規の職員が物すごく少ないです。給食センターも、前も言いましたけれども、合体して、給食数をふやしながら正規

職員をふやしていないという状態です。さっきも言いましたように、どこからもお金は降ってこないんですね。臨職さん、嘱託さんを安い労働力として使うつもりは全くないです。ただ、全体を見ながらの中で前向きに検討させていただきます。

議長（鈴木市朗君） 野並享子君。

2番（野並享子君） 7分ですので、次の問題にいきます。よろしくお願いいたします。

行政の対応と今後の課題についてお尋ねいたします。平成17年11月ごろ、ちょっとこれを見てほしいんですけども、私もいっぱい口で言うたら、だんだん皆さんわからなくなるやろうなと思って書いてきました。まとめてきました。こちら辺ですか。どこが見やすいですか。見てもらったらわかりますが、駅前近隣商業地域にマンションの建設計画が、都市計画課に平成17年11月ごろに持ち込まれました。平成18年3月1日、住宅課で開発指導要綱に基づいて事前協議が受理され行われました。平成18年7月27日、民間調査会から県に建築確認申請が出されて受理をされました。その出された計画では、建ぺい率が80%、容積率200%で建築面積の4,111平方メートルのうち、約1,500平方メートルが野洲市の行政財産の公園用地が含まれていました。平成18年11月17日、住宅課で事前協議が終了し、許可通知が出されました。ここですね。平成18年12月11日、野洲市都市計画審議会が行われ、近隣商業から商業地域への用途変更が決まり、県が同意をして12月27日に正式に決定をいたしました。これですね。平成19年1月16日、建築確認の変更が出され、建築面積や床面積は全く変わっていませんが、建ぺい率80%、容積率400%、建築面積が2,600平方メートルになって、野洲市の公園用地は除かれています。その後、開発業者から保育園運営の話が持ち込まれたとき、マンション横の土地は公園になるということで、この保育所の方は契約をされました。野洲市として保育園の待機児童をなくすために、マンションの1、2階に保育所が併設されるという計画は市としてうれしい話であったと思います。保育園は平成20年4月に開園され、60人定員の保育所ができたことによって、待機児童はかなり解消されました。この保育園では当初の計画どおり、いつ公園が整備されるのか、待っておられます。こういった状況から以下の点を質問したいと思います。このマンションには1、2階に民間保育園ができることになっていたために、さまざまなことが行われましたが、まず野洲市の行政財産を地方自治法第238条の4項行政財産の管理及び処分に照らして、どの条項を適用して、このときに事前審査を受理をしたのか。2点目は、用途区域の変更がされるまでの間、行政財産約1,500平方メートルを入れるのであれば、野洲市公有財産管理規則

に基づいて、行政財産の使用許可手続が必要であったと思われませんが、なぜ条例が無視をされたのかお尋ねいたします。それと、3点目に駅前周辺整備計画でも、市公園と明記されている1,500平方メートルの市の土地について、いつ計画どおり公園を建設されるのかお尋ねいたします。

議長（鈴木市朗君） 都市建設部長。

都市建設部長（橋 俊明君） それでは、野並議員のご質問の1点目でございます、野洲市の行政処分を地方自治法第238の4、行政財産の管理及び処分に対して、どの条項を適用して事前協議をしたのかとのご質問でございますが、事前協議の受理につきましては、地方自治法とは別に開発協議に関する指導要綱第5条第1項に基づきまして、開発行為に関する協議書を提出されましたことから受付をしたところでございます。

次に、2点目の野洲市公有財産管理規則に基づき、行政財産の使用許可手続が必要であったと思われませんが、なぜ条例が無視されたのかということでございますが、この点につきましては、当該行政財産を開発区域に含めることについての承諾願いが業者から出されましたので、それに基づきまして承諾したものでございまして、行政財産の使用許可申請は提出をされておりました。

次に、3点目でございますけれども、計画どおり公園を計画されるのかとの質問でございますが、当公園整備につきましては、地域活力基盤創造交付金を活用いたしまして、野洲駅前周辺整備事業の整備を進めるものでございまして、現在平成19年度に策定をいたしました野洲駅前中心市街地整備計画を、市民を交えた野洲駅前中心市街地整備計画調整作業会を立ち上げまして、費用対効果などを再検証しているところでございますので、この計画書ができ上がり次第、整備計画の工程につきましても、明らかになるものでございます。

以上お答えとさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 野並享子君。

2番（野並享子君） 2点目の承諾願いが出されて承諾したというのは、この時点の一体いつの時点でそれが出されているんですか。ということと、今、計画書が出されているとおっしゃいました、これはそれぞれの議員に渡されていますね。この中の市公園整備事業というのが、23年のところに赤のが入っているんですけども、この今言われたこの状況と同じなんですか。23年というと来年度になりますけれども。

議長（鈴木市朗君） 都市建設部長。

都市建設部長（橋 俊明君） まず、1点目でございますけれども、業者から申請を出されましたのは、平成18年6月14日に依頼を受理をさせていただきました。そして、決裁をとりまして、18年6月27日に協議に対して承諾書を交付をさせていただいております。

次に2点目の公園整備でございますけれども、先ほど申しました、詳細を立ち上げまして、さまざまな市民の意見をちょうだいさせていただいているところでございますので、これに基づきまして、来年度には詳細設計を発注をいたします予定でございます。ちょっと順番は、当然駅前中心の、まずは広場の中を優先して整備をさせていただきたいということもございますので、今の予定では22、23。23になろうか、ちょっとおくれるかもわかりませんが、全体の工程の中で優先順位を決めまして、請求させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（鈴木市朗君） 野並享子君。

2番（野並享子君） 公有財産、行政財産に関しまして、この結局は開発指導要綱の事前審査が18年3月1日、こっこの県のほうに出されたのが18年7月21日ということですね。ですから、県に出される前に承諾という形になっているんですけども、こういう形で行政財産を、そしたら敷地のところに入れたるわというような、そんな簡単に承諾だけでできるんですか、市長。ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 市長。

市長（山仲善彰君） 簡単か難しいかというご質問であれば難しいですね。

議長（鈴木市朗君） 野並享子君。

2番（野並享子君） 難しいけれども、市長がやったんではないですわね。前の。

本来ならば、私が質問したように、使用許可の手続が出されて、それに基づいて許可証を発行するというのが野洲の公有財産管理規則というのがありますね。その管理規則の行政財産の使用許可というところに、行政財産の使用の許可を受けようとする者は、行政財産使用許可申請書を市長に提出しなければならないということで、承諾をするにしても、何にしても、この形式が必要だというふうに思うんですけども、そういうのが要らないんですか。あるんですか、要らないんですか。

議長（鈴木市朗君） 都市建設部長。

都市建設部長（橋 俊明君） 本来は、おっしゃいますとおり、管理規則の今おっしゃ

いました、第26条に基づいて使用申請して使用許可を出すというのがあれでございますけれども、実質的に、物理的に使用する前の前段階ととらまえまして、実際に、物理的に使用されないというのが1点でございます。もう1点につきましては、今回のマンション建築に伴いまして、保育園の整備が、当然、今、野並さんがおっしゃいましたとおり計画されておると。保育園の待機児童を減らすという、いわば子育て支援にも結びつくという観点に基づきまして、そういうのを総合判断いたしまして、承諾という手法を選択したものでございます。

議長（鈴木市朗君） 野並享子君。

2番（野並享子君） いろんな私も保育所は建設は必要ということで、ずっと言ってきました。だからといってやはり、きちっと条例があって、規則があってという手順を踏んで当たり前やと思うんですよ。たった1枚の紙切れかもわかりませんが、そういうふうなあなあのあうんでいったのでは、やっぱりそれは公正な行政のやり方ではないというふうに思うんです。今後こんなことが起こってもうたらあかんですけれども、今後どういうふうにされますか。

議長（鈴木市朗君） 市長。

市長（山仲善彰君） 今後というか、今後はこんなことはあり得ません。あえて、私もご質問いただくので初めて知りました。何か保育園とは全く関係ない話です、これは。いっぱいこういうことがありまして、もうできるだけオープンにしていますけれども、ほじくり出しては、私はないです。何かほじくり出しているみたいに言っておられる方もいますけど、皆さん方からのご指摘の中で。今回の問題、大づかみに言いますと、市には損害が与えられてません。結果的には。でも、どこかに大きな利益が出ています。これがしてもらえるのであれば、だれでも喜んでやります。行政財産の使用許可とは全然違うことで、開発許可の面積に入れるということですから、財産に拘束がされるわけです。ですから、これを本当はそういうレベルの話ではないわけですね。それと、もう一つはインサイダー情報が動いているという、土地の問題だけではなく、内部情報が外部と連携して社会が動いているという問題で、深刻に受けとめておりますが、少なくとも一昨年10月31日からは新たなものは発生してないと思います。

議長（鈴木市朗君） 暫時休憩いたします。

（午前10時52分 休憩）

（午前11時10分 再開）

議長（鈴木市朗君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、通告第10号、第14番、丸山敬二君。

14番（丸山敬二君） 14番、丸山敬二です。命を守る施策についてということで、一問一答式でお願いしたいと思います。一問一答と申しましても、対話形式で行きたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず、先月カナダ、バンクーバーで17日間にわたりまして冬季オリンピックが閉幕いたしました。また、これからパラリンピックが行われますけれども、このオリンピックでの日本選手の活躍ぶりというのは、日本中の方が御存じのことと思います。しかし、この大会において、悲しい出来事がありました。男子リュージュの公式練習中にコースアウトによる死亡事故がありました。この選手はまだ21歳という若さでの死は非常に残念であり、悔しいことと思います。

さて、この尊い人の命につきましては、鳩山総理も施政方針演説の中で、命を守るということを多方面にわたり何回も繰り返し使っております。また、教育長による平成22年度の教育方針の中でも人権、命を大切にした教育を進めますと述べておられます。こういったことは抽象的に命を守るという使われ方ではないかと思っておりますけれども、私は一つ直球でお話をさせていただきたいと思っております。

野洲市合併後の平成17年から平成27年までの本市の死亡者数の推移を調べてみました。この中で病気による死亡者数は、ほぼ330人前後で推移をしております。これについては健康管理等については、国民の関心は非常に高く、行政としてもいろんな啓発を始めとした各種施策の中で、また市民それぞれも自己管理ができていと認識はしております。交通事故死につきましては、特に右肩上がりとか、そういった増加の傾向ではなく、年度による多い年、少ない年という死亡者がそういった顕著な形になっているのが特徴で、昨年末には市内で連続して3件の死亡事故が発生しております。

次に自殺者数ですが、全国的には12年連続して3万人を超えて推移している中、本市ではわずかではありますけれども、増加の気配がうかがえます。次に、また火災による死亡者でも毎年一、二名の方が尊い命を落とされております。こういった状況の中において、これまで行ってきた命を守る取り組みと、今後のさらなる強力な策についてお伺いをいたします。

最初に健康福祉部長にお伺いいたします。病気による死亡と申しますが、罹患者を減少させるための行政、または医療機関等の啓発について、最近は特にがんとか生活習慣病の

ことについてはいろんなところで行われております。また、先ほど申しましたように個人個人もメタボリック症候群とかということ、こういったことを意識して、いろいろと努力をしていると思いますが、行政として今までどのように啓発を行ってこられたのかをまずお伺いいたします。

議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（新庄敏雅君） 丸山議員のご質問にお答えしたいと思います。今おっしゃったように、平成20年度から生活習慣病というのに着目をして、予防をキーワードに健康づくりと一体的に取り組むよう努めているところでございます。各種検診、特定検診とか生活習慣、がんの検診などにつきましても、個別の健康相談とか集団の健康教室などを活用して啓発をしております。中でも、がんにつきましては、がん検診を受診することの重要性に加えまして、正しい認識並びに食生活、喫煙等のことについて、また乳がんの自己検診法についてもご理解いただくように周知に努めておるところでございます。

以上でございます。

議長（鈴木市朗君） 丸山敬二君。

14番（丸山敬二君） 啓発のほうはそういったことでわかります。そういったことを個人個人が意識してやっているとは思いますが、次に、健康診断についてお伺いしたいと思います。企業では労働安全衛生法によりまして、労働者の医者による健康診断を受けないかんよというのが義務づけられておりますけども、定年退職者の方とか自営業の方、そういった方々に対する健康診断の受診状況というのはわかりますでしょうか。私の記憶の中に過去にはそういった健康診断に対する補助的なことがあったような気もするんですけど、何かそういう補助的な支援とかがありましたら教えていただきたいと思いません。

議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（新庄敏雅君） 検診の受診状況、支援ということですが、これについてはご承知のように、平成20年度からこれまで老人保健法のもとに市が現行取り組んでまいりましたけれども、医療保険者が実施するということに変わって、市では国保の状況についてを把握しているところでございまして、特定検診、また後期高齢者医療の受診結果につきましても、生活習慣病のリスクのある方に対しまして、保健師、また管理栄養士などが中心となって生活習慣の改善に向けた支援を行っているところでございます。

現在20年度の検診状況につきましては、特定検診の受診者数が3,346人、受診率

で41.2%。後期高齢者の検診につきましては、受診者が2,389人ということで、受診率が50%となっております。また、がん検診につきましては、この受診率はまだまだ低く、胃、大腸、子宮、乳房ということになるんですが、5%から23%の範囲となっております。さらに、受診率向上のために市の広報、ホームページに健康だよりなどを使いまして啓発に努めてまいりたいと思っています。また、この検診にかかりましては、現在野洲市では65歳以上の方の市民税の非課税の方につきましては無料で受けていただいています。本年度女性のがん検診というクーポン券も国が取り組まれましたので、新規の受診者増にも効果を上げていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（鈴木市朗君） 丸山敬二君。

14番（丸山敬二君） ありがとうございます。決してそういった意味では受診率は高いとはいえないと思いますので、今後さらに今部長がおっしゃったようなことでいろいろPRなりしていただいて、ぜひとも100%近い受診率になるようにやっていただきたいと思います。それと、補助のほうもできるだけやっていただくようお願いいたします。

そして、そういった健康診断の結果の内容の相談とか、結果によって医者にかかったほうがいいですよとか、そういったことに対して、野洲地区でも野洲病院を初めとしたいろんな医療機関があると思いますけども、その辺と例えば行政が連携してやっていると、そういうようなことは何かございますか。

議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（新庄敏雅君） 医療機関との連携ということでございますけれども、子宮とか乳がん検診につきましては、地元の野洲病院と、また近隣の医療機関とも委託をしております。身近な医療機関で実施できるような形で協力を得て進めているところでございます。

また、各検診の受診啓発につきましても市内の公共施設を初め、医療機関にもポスター、チラシの掲示をお願いして、受診率を高めております。ただ検診の結果につきましては、保健指導も勧めておりますけれども、医療機関への受診も勧めまして、適切な医療が受けただけのようにと、その点を心がけております。

議長（鈴木市朗君） 丸山敬二君。

14番（丸山敬二君） ありがとうございます。

そうしたら引き続き健康福祉部長に、自殺というところからお話をお伺いしたいと思い

ます。自殺予備軍といいますが、自殺志望者といいますが、これらに対する対策ですけども、自殺というものは精神的な面ですね、いろんなことに悩んだ精神的な面、またはいろんな物事に行き詰まって衝動的に自殺すると、そういったものが考えられると思いますけども、我が国が不景気な時代に入ってから統計によりますと、全国的には失業者数と自殺者数の間には非常に強い関係があるというふうな分析をされております。特に3月から5月にかけての就職時期、または退職の時期、さらにはいろんな会社の機構の変更とかそういったことによる退職ですね、そういったことで自殺が多いのではないかなと、特にこの時期を言われております。

そこで、お伺いしたいんですが、本市におけます自殺者の原因別というのはわかりますでしょうか。これは非常に難しいと思いますけども。さらに、現在この自殺予防ということについての取り組みということで何かされてますでしょうか。お願いします。

議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（新庄敏雅君） 本市の自殺者につきましては、丸山議員が先ほどおおむね平成10年以降の数値、20年度では13人ということでございます。その内訳、年齢構成につきましては、その6割が30から64歳の中高齢者ということがわかっております。この状況は全国と比べますと同様ですが、野洲市を特定した部分についてはちょっと原因まではなかなかわからないですが、少し県下の状況で聞くところによりますと、健康問題を苦にして自殺される方が一番多いと聞いております。

また、国ではこのような形で平成10年以降、連続して3万人を越すという非常事態ということで、自殺対策基本法を平成18年に策定をされまして、自殺を予防するために重点施策の取り組みをされてます。うつ病とかアルコール、薬物の依存などのハイリスク者への適切な相談、治療、支援を行うように、また社会全体で取り組むということを求められてまして、本市では自殺予防の取り組みとしましては、自殺者の多くが最終的にはうつ病などの精神疾患にかかっておられると言われておりますので、適切な治療を受けていただくということが大事だと考えていますので、心の健康づくり後援会というものを開催しまして、自殺やうつに対する正しい知識の啓発を勧めてまいりたいと考えております。また、市の中では健康推進課が、国などの個々の健康の取り組みとあわせまして、多重債務なども含めまして、市民の生活相談を踏まえて、未然に防止できるものにつきましては、市民の方への相談について各課が連携しまして対応してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（鈴木市朗君） 丸山敬二君。

14番（丸山敬二君） ありがとうございます。自殺ということについては、個人情報というんですかね、個人のところに結構踏み込むところがあり、かなり難しいことかとは思いますが、答弁にもございましたように、健康問題やとか多重債務の方とか、そういったのが原因ではないかというようなところもあります。こういう多重債務とか先ほど言いましたうつ病の方、例えば振り込め詐欺の被害に遭ったような方というのは、周りから見ると、何らかのサインが出てるんじゃないかなと、シグナルがあるんじゃないかなと、そういうふうな気がします。そういう意味でいけば、こういったことというのは、地域の民生委員の方というのはこういったことはどうなんかなと。民生委員の方と連携をとって、何か予防策をやるかというようなことはどうなんですかね。健康福祉部長。

議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（新庄敏雅君） 民生委員さんにつきましては、地域で一番福祉の活動として取り組んでいただく中で、生活実態にも入り込んだ形で、寄り添う形で相談支援するというのが本来の責務でございます。今おっしゃっていただいたようにその視点も取り入れていただいて、日ごろの生活苦とか悩みに対して相談に乗っていただけるようお願いし、連携してまいりたいと思っています。

議長（鈴木市朗君） 丸山敬二君。

14番（丸山敬二君） ありがとうございます。ぜひともそういったところでお願いしたいと思います。

先ほどもちょっとお話ししましたように、3月から5月にかけて自殺者が多いということで、政府のほうでは3月を自殺対策強化月間として自殺防止の呼びかけを行っております。3月1日には福島大臣が街頭に出まして、眠れてる？と呼びかけをやったようです。これはうつ病の方、要は不眠からそういったことになるというようなことで呼びかけを行っている。新聞にも政府広告として載っているようですけども、この自殺対策強化月間として、特に市のほうで何かそれに合わせてやろうとかということがございましたらお願いします。

議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（新庄敏雅君） 今おっしゃってます3月には例年自殺者が多くなると言われておりまして、強化月間ということで、市におきましては、この3月14日に自殺予防をテーマにした講演会を健康センターで健康を考える会の委員さん、また健康推進委員

の方とそれぞれご参加いただきまして、テーマにして自殺予防に対する関心を高めたり、地域での支えの輪を広げていくための啓発というのか、講演会を開催したいと考えております。また、本年は自殺の緊急対策の基金という国から交付金をちょうだいしました。専用の電話回線を設置しておりますので、この部分の周知も合わせまして取り組んでまいりたいと考えております。

以上がお答えであります。

議長（鈴木市朗君） 丸山敬二君。

14番（丸山敬二君） ありがとうございます。やはりそういったことで今まで私は自殺に関する啓発というのは余り私自身も記憶がないんですけども、今言われたようなことで、さらに意識をしていただいて、啓発活動なり、電話設置の相談とか、そういったことをやっていただきたいと思います。

それでは、次にまいります。次に、交通事故死とか火災による死亡、この辺について市民部長にお伺いをいたします。交通事故は車を運転中、いわゆる運転者の方とか歩行者の方、いろいろ事故があるんですけども、交通事故というものは、自分が加害側になったり被害側になったりの立場になって死亡事故も発生しています。こういったことから、運転者に対することとか、また自転車とか歩行者等被害を受けやすい方に対してどのような安全指導といたしますか、啓発をやってこられましたか。市民部長、お願いします。

議長（鈴木市朗君） 市民部長。

市民部長（高田一巳君） ただいま丸山議員の命を守る施策の中で、交通事故死に対する対策についてのご質問にお答えをいたします。運転者への指導といたしましては、守山警察署におきまして昨年1年間で管内の事業所323カ所に対しまして、交通安全研修会を開催されております。また、市におきましても守山警察署、交通安全協会の協力を得まして、交通安全運動期間中に交通安全啓発を行い、死亡事故の周知とシートベルト着用等の交通安全指導を行っております。さらには、自転車、歩行者、高齢者、子ども等につきましても、単位老人クラブ、子供会や保育園、幼稚園、小学校に対しまして定期的に交通安全教室を開催いたしまして、正しい歩き方や自転車の乗り方等を指導しております。

以上でございます。

議長（鈴木市朗君） 丸山敬二君。

14番（丸山敬二君） ありがとうございます。大体この辺のことはいろんなところで聞きもするわけですけども、ここで冒頭にもちょっと申しましたとおり、昨年11月か

ら12月にかけて、この市内で連続して3件の死亡事故が発生をしました。ちょうど12月の議会開催中でしたが、守山、野洲の交通安全協会、ここでの緊急対策会議というのがされております。これを受けて、強化策というのはどのようにやられたのか、そしてその実施状況と申しますか、効果と申しますか、この辺はどうやったかというのを伺います。

議長（鈴木市朗君） 市民部長。

市民部長（高田一巳君） ただいま議員がおっしゃいましたように、年末に3件、そしてまた年始に1件の死亡事故が発生いたしました。これらの事故につきまして、まず分析をいたしますと、多くの共通点がございまして、主なものといたしましては、1点目は4件とも被害者が高齢者であるということ。それから、2点目は、4件とも事故の発生が夜であるということ。それから、3点目は、4件とも事故の原因が加害者、いわゆる運転者の前方不注意であります。この3点目の事故の原因が運転手の前方不注意であることにつきましては、今後新しい年度を迎えるに当たりまして、市内の各事業所に対し、新入社員や全従業員を対象とした交通安全教室を開催していただきますよう依頼し、研修内容をこれら4件の事故概要と前方不注意やわき見運転を絶対しない取り組みにさせていただき、今後野洲市から交通死亡事故が発生しないよう交通安全啓発を強化していきたいと考えております。

緊急対策会議を受けての強化策の実施状況についてというお尋ねでございます。まず、平成21年12月8日には篠原駅前の県道で発生しました死亡事故を受けまして、2月2日に篠原駅前の自治会長、小南の自治会長、高木の自治会長、そしてまた、守山警察署、野洲養護学校、県の南部土木事務所、そして市役所の生活安全課、国県事業対策室、こういったメンバーで交通事故防止のための対策会議を開催いたしました。その結果、道路管理者であります県におきまして、3月末までに歩道の5カ所に防犯灯の設置、それからまた県道の危険個所にグリーンベルトや区画線を設置、また道路鋸なども設置していただくことになりました。また、事故発生場所の周辺の県道の舗装の修繕工事もしていただくことになりました。それから、県道木部野洲線の久野部交差点から国道8号の交差点までの間には、片側車線2カ所ずつ、計4カ所に横断者注意と路面表示をしていただく予定でございます。そしてまた、市民の啓発についてでございますけれども、具体的に申し上げますと、12月10日には守山、野洲交通安全協会中支部女性部が分庁舎前で反射材を配布して、事故防止の啓発を実施いたしました。また、12月14日には、野洲市老人クラブ

憩連合会総会で、交通安全教室を開催していただき、守山警察署から死亡事故の概要を説明され、出席者約200名に夜間の事故防止用の反射材を配布されました。また、4件の交通の死亡事故を受けまして、全世帯に啓発のチラシを回覧し、注意を呼びかけました。これにつきましては、12月と1月の2回実施をいたしております。

また、今後の予定につきましては、守山野洲交通安全協会と協力いたしまして、ひとり暮らしの高齢者宅を訪問し、反射材等の配布と交通安全の指導を予定しております。また、4件の死亡事故はすべてが運転手の前方不注意が原因でありますので、市内の各事業所に運転手のマナーアップを図るため、交通安全教室の開催を依頼する予定でございます。

以上でございます。

議長（鈴木市朗君） 丸山敬二君。

14番（丸山敬二君） ありがとうございます。たくさんいろんな対策をやっていただいております、これが一時的にならないように、こういった啓発とかというものは非常に継続性が重要かなと、このように思います。

この辺、関連するところはあるんですけども、過去からいろいろ交通の不安全個所について横断歩道の整備やとか、信号の設置要望がいろいろ出されていると思います。この辺は話を出すたびに、回答としては、要望はしているけれども、まだ設置してくれない、順番待ちやというような答えばかりで、安心安全をうたっております行政に対して、本当に公安委員会に要望してくれてるのやろうかと、こういう疑問を持ってしまうわけです。ですが、この辺については、本当のところはどうなんですか、市民部長。

議長（鈴木市朗君） 市民部長。

市民部長（高田一巳君） ただいまご質問のありました横断歩道、信号機の整備についてでございますけれども、今年度は本市では横断歩道が11カ所、信号機が43基を守山警察署に要望しております。このうち、信号機につきましては、滋賀県下で600件以上の設置要望が出ている中で県全体では20基程度の設置予定しかなく、かなり難しいと聞いておりましたが、幸い本市の要望個所のうち3基が設置されました。

本日3月12日から乙窪地先、乙窪公園横の野洲川右岸線と県道近江八幡守山線との交差点及び守山市川田町地先、理美容学校前の市道野洲川右岸線と県道守山中主線との交差点の信号が供用開始され、そしてまた3月18日からは小南地先、仁保橋の手前の市道市三宅小南線と県道大津能登川長浜線との交差点の信号が供用開始されることとなりましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（鈴木市朗君） 丸山敬二君。

14番（丸山敬二君） 今のあれでいくと、その小南地先というやつは、道路整備に伴ってついたやつなんですね、多分ね。その辺は以前からこの議会の中でも話がありましたように、新しくできたところはすぐつくのに、こっちの必要なところは何でつかへんのかなというようなこともありますので、この辺はいつもと大体答えは同じなんですけど、強く要望していただきたいということなんで、再三ここでも出てると思いますので、よろしく願いいたします。

時間の都合で次に行かせていただきますけども。次に、火災による死者なんですけども、火災予防等については、この野洲にも広域行政組合の東消防署があり、ほとんどがそちらに。

議長（鈴木市朗君） 暫時休憩いたします。

（午前11時37分 休憩）

（午前11時39分 再開）

議長（鈴木市朗君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

丸山敬二君。

14番（丸山敬二君） 火災の関係につきましては、東消防署がありまして、そちらに委ねていることかもしれませんが、先ほどのところと同様、市民の安心・安全を守ると。行政としては、市民の命と財産を預かるというようなところがありますので、行政としても、それなりの施策、それから状況把握とかはしておられると思いますけれども、次の点についてお伺いをしたいと思います。これも引き続き市民部長になるとは思いますけども、昨年6月からは既設住宅にも火災警報器の設置が義務づけられています。その設置状況、いわゆる独居老人宅への通報装置、この辺につきましてはの設置の状況をまずお伺いしたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 市民部長。

市民部長（高田一巳君） 火災による死亡の防止のご質問についてお答えをいたします。住宅の火災報知器、または独居老人宅からの通報装置の設置状況についてでございますが、火災報知器につきましては、湖南広域消防局の平成21年8月に実施されましたアンケート調査によりますと、約70%の家庭で設置されている状況ではございます。また、緊急通報システムにつきましては、府内に65歳以上の独居老人が約1,100人おられます

が、そのうち平成22年3月1日現在で110件の設置がされております。以上でございます。

議長（鈴木市朗君） 丸山敬二君。

14番（丸山敬二君） ありがとうございます。やはりこういった命を守るというやつですね。これは、湖南広域のほうも広報誌等を通じて呼びかけはやっていただいていると思いますけれども、まだまだ設置の率が低いと。火災報知器の警報器の効果は非常に高いと言われておりますので、ぜひとも独居老人宅の通報装置も含めまして、ぜひ市当局としましても、100%設置を目指してやっていただきたいと思いますけれども、もう既に先ほど言いましたように、設置が義務づけられていると、こういうことですので、100%設置を目指して何か方策はございますか。

議長（鈴木市朗君） 市民部長。

市民部長（高田一巳君） 火災報知器の今後の対応といたしましては、これまでより市の広報誌や、東消防署発行の半鐘だよりによる広報、消防局職員及び消防団員による自治会訪問等によりまして、共同購入等の普及啓発に努めてまいりました。今後も引き続き、普及率の調査を行いながら、広報誌による普及啓発、また維持管理に向けた指導を含め、自治会訪問による普及啓発を実施するなど、普及率アップにつなげていきたいと考えております。以上でございます。

議長（鈴木市朗君） 丸山敬二君。

14番（丸山敬二君） 火災警報器は1個3,000円前後、3,000円近くするんですかね。この辺について、各家庭にも台所とか寝室、階段につけなさいよと言われてるんですけど、その辺で、現時点でこれに対する補助的なものは何か、もう既に70%もついていたら遅いのかもしれないんですけど、あとの残りのところについて、何かそういった支援的なことは何か考えておられませんか。

議長（鈴木市朗君） 市民部長。

市民部長（高田一巳君） 補助的な支援はございませんが、私、ちょうど購入したのは、定額給付金が交付されましたので、それで購入させていただきました。以上でございます。

議長（鈴木市朗君） 丸山敬二君。

14番（丸山敬二君） はい、わかりました。ありがとうございました。そしたら、まだついてない方には子ども手当を使わんようにというのはよく言うておかとあかんと思

いますけども。

それで、つけるのはそういつけるんですけども、火災警報器の維持管理ですね、せっかく物をつけても有事のときに動作せんのではだめなんで、維持管理については警報器は各自というか、各家庭でやりますよということなんですけれども、この独居老人の通報装置についての維持管理というのは、どのようにされるんでしょうか。

議長（鈴木市朗君） 市民部長。

市民部長（高田一巳君） 緊急通報システムの電池交換等の維持管理につきましては、3年をめぐりに高齢福祉課において実施しております。故障については、消防局におきまして、異常データの受信が確認された場合に、高齢福祉課へ電話連絡をいただき、対応しているということでございます。

議長（鈴木市朗君） 丸山敬二君。

14番（丸山敬二君） はい、ありがとうございます。ぜひとも独居老人の方については、確実にやっていただくようお願いをいたします。

それでは次に、救急救命といいますか、このことについて、これも引き続き市民部長になるんですかね。突然目の前で人が倒れて心臓が停止していると、こういうときに電気ショックを与えて心臓の働きをもとに戻す医療機器、いわゆるAEDですね。これについて、野洲市内での設置状況やとか、その辺の取り扱いに関する説明会等の現状がわかりましたら、ひとつお願いいたします。

議長（鈴木市朗君） 市民部長。

市民部長（高田一巳君） AEDの設置状況及び取り扱いの研修のご質問についてお答えをいたします。まず、AEDの設置状況につきましては、市役所を初め、公共施設で28カ所、そのほか31事業所において設置されております。AEDの取り扱いの研修につきましては、湖南広域消防局、東消防署が自治会や各種団体を対象に、救急救命講習の一環として実施されているところでございまして、平成20年度におきまして、71回開催されております。受講者につきましては、延べ950名でございます。このうち、市職員対象の講習といたしましては4回実施されまして、46名が受講をしております。そのほか民間事業者につきましては、AEDのメーカー等による研修が実施されておりますが、それについては把握をしておりません。以上、答弁いたします。

議長（鈴木市朗君） 丸山敬二君。

14番（丸山敬二君） はい、ありがとうございます。野洲駅の南口のところにありま

すサイクルセンターにも最近、つい先日ですけれども、A E Dをワンセット導入いたしました。あそこも人の出入りの非常に多いところですので、活用というか、有事の、そういった救急のときには使っていただければと思います。あれも非常に高価なものでして、25万円ぐらいするんですけども、先ほど公共場所28カ所という話がありましたけれども、これですべてになるのか、あとそういったことで高価なんですけども、行政として設置計画等がありますでしょうか。

議長（鈴木市朗君） 市民部長。

市民部長（高田一巳君） 設置計画としてはございませんが、市内の不特定多数の人が集まる施設につきましては、ほぼ設置済みであります。そのほかの施設につきましては、各施設の管理者とA E Dの設置の必要性、有効性を検討した上で対応してまいりたいと考えております。以上です。

議長（鈴木市朗君） 丸山敬二君。

14番（丸山敬二君） はい、ありがとうございました。それでは、引き続きA E DのほうもP Rをお願いしたいと思います。

それでは、最後に教育長にお伺いしたいと思います。先ほど言いました平成22年度の教育の方針の中で、人権、命を守る教育ということをお話がありましたけれども、具体的にどのようなことをやろうとお考えなのかお伺いしたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 教育長。

教育長（南出儀一郎君） 丸山議員の、人権、命を大切にした教育の具体的な内容ということに対するご質問にお答え申し上げます。園や学校では、それぞれの発達段階に応じてでございますが、人権や命が一人一人かけがえのないものであること、こういうことをあらゆる教育活動を通して子どもたちに考えさせるよう、取り組みを進めているところでございます。そのために、子どもたちの豊かな心を育てる取り組みがまず必要であろうと考えます。県や学校では、生き物の命に触れるということで、飼育活動あるいは栽培活動などの体験活動を通して、命の大切さを学んでおります。また、環境学習の一環として、命の源となる琵琶湖や森林の大切さを学習する体験学習なども、命の大切さを学ぶ取り組みとして行っているところでございます。また、人権の日を設けることによりまして、学校生活におけるいじめや仲間はずしなどを人権問題としてとらえ、みんなが安心して生活できる学校づくりを目指して、子どもと教職員が一致団結をして取り組んでおります。日常の学校生活におきましては、さまざまな問題が発生するわけでございますが、人ごとで

はなくて、みんなの問題として受けとめる、そういうことを通じまして、命の大切さということを認識をするようにしております。以上でございます。

議長（鈴木市朗君） 丸山敬二君。

14番（丸山敬二君） はい、ありがとうございました。学校教育では、今、教育長がおっしゃられたような内容になろうかと思えますけども、やはり学校、今言った人の命やとかそういうなのを守るのが大切やと。それから、自分の命を守ることも大切やでと。こういった教育が必要ではないかと思えます。実は、先日新聞で、皆さんご存じかと思えますけども、大阪の池田の教育大学の附属の池田小学校ですね、ここで包丁を持った男が入って、小さい子どもを殺害しました。殺傷しました。この中で、学校側といろいろ取り組みをやりまして、直接は関係ないんですけども、WHOのインターナショナルセーフスクールというのに日本で初めて選ばれたと。これはそういった命を守る授業をやっていることに対する世界認証ということで受けたようです。この中でちょっと書いてあったのは、学校に安全課というものをつくって、この中で何をやったのかというと、非常に具体的なことを書いてました。例えば、水におぼれただれかがおるときに、助けようとするときに、服を着たまま行くと重たくてだめですよというのを実際にやるとか。それから、要は通学路付近で危ないと感じるようなところを写真を持ち寄って、どこが危ないんやと、何で危ないんやというようなことを論議するとか、こういうのをやっているようです。ただ、この安全化、学校の安全化というのは文科省と結構やりとりがあって認めてもらいたいんですけども、こういった実例というのですかね、こういったものを使った教育を私はやっていただきたいなど。

それから、先月25日でしたか、大津市で住宅火災があって、通りかかった中学生4人が火の中から子どもを救出したと。これに対して消防署から表彰されていると、こういうこともあります。だから、この勇気ある行動例というのを話の中に入れていただくことも大事ではないかなと。ただ、決してこういうことをせいよということではなくて、命の大切さというのは、こういうことも必要だろうということで、教育長、お伺いしたいんですけども、先ほど言いました、教育長の説明の中で、私、もう一つはっきりしないところがあるんですけど、こういった実例というのですかね、何かロールプレイングとか何か言われるようですけれども、そういったようなものを取り入れるというのはいかがでしょうか。

議長（鈴木市朗君） 教育長。

教育長（南出儀一郎君） ただいまのご提言でございますが、大変大事なことだろうと、

そのように受けとめております。本市で行われております、そういったこと具体例を2、3申し上げますと、例えば各学年におきまして、道徳の時間に読み物資料だとか、あるいはVTRでございますが、人命救助の実例を挙げまして話し合いをしたり考えたりする、そういった中で命の尊さとか、あるいは命を守ることについては、各学年ともそういった題材が道徳の資料として計画的に取り扱われているというところでございます。

また、社会科などでは、消防署の見学などを実際に行いまして、そういった消防士の方から命を守る活動を学習をしておりますし、あるいは体育の時間では、今ちょっと出てきました着衣水泳などによりまして、そういったことの実際をしておるところでございます。あるいは、みずから命を守るということでは、警察官やあるいは少年センターの所員などを講師に招きまして、防犯教室を、ロールプレイといいますか、実際に演じていただいて、子どもたちに訴えるというような学習も行っております。いずれにしろ、命の尊さや命を守るということを、いろんな機会を通して児童生徒に実感させるということが大事だろうと、そんなふうに考えております。

以上でございます。

議長（鈴木市朗君） 丸山敬二君。

14番（丸山敬二君） はい、ありがとうございます。ぜひとも強力にお願いしたいと思います。あと、ちょっとこれをごらんいただきたいんですけども、どうやったらいいですか。これでいいですか。大体場所はおわかりでしょうか。市役所の入り口です。ここに、この白い破線で書いてあるんですけど、よく意味のわからない破線があります。ここに自転車置き場があります。こっち行くと玄関があるんですね。なぜこういうふうになっているのか、私は不思議なんですね。自転車をここへ置いて、歩行者がここを通れよと書いてあるのかもしれないんですけど、これはたまたま歩行者がおるときに車が入ってきたということで、私は非常に危険なところだと思います。なぜこれをやるときに、こっちに自転車置き場を置いて、車をこっちに置かなかったのかなと、こういう疑問があります。こういったところがいろんなところにあります。今は財政が厳しい折ですので、すぐやってくれとは申しませんが、いろんなところでの工事とかの契約残が出たときにはちょっと充当して変えるとか、その辺も一つ検討していただきたいと思います。こういったことに対して、これは市役所の内部ですので、この辺を統括的に管理されています総務部長、何かご意見ございますか。

議長（鈴木市朗君） 総務部長。

総務部長（前田健司君） 丸山議員のご質問にお答えさせていただきます。今も敷地内での安全対策の面でご指摘をいただいておりますが、我々当然市民の方、代表者の方々に対する安全対策、安全確保というのは大変重要なことと認識をしております、市におきましては庁舎等についてはバリアフリー化にも努めさせていただいております。そうしまして、もし支障等あればその都度安全対策を講じておるところでございます。そうしたところで、今、例に挙げていただいたその場所、箇所につきましても、これはたまたま今まで大きな事故が発生しておりませんが、また再度危険箇所はないか、私どもも点検を、いま一度全体を見渡しましてさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

議長（鈴木市朗君） 丸山敬二君。

14番（丸山敬二君） ありがとうございます。このところは、市の職員の方が朝夕非常に大量の車が通ります。また、市の職員の方が仕事でも行かれることがあるので、市の職員の方が加害者にならないように、ぜひとも考えていただきたいと思います。

それと、最後に市長にちょっとお伺いしたいんですが、野洲市5万人の命を預かる首長として、何かお考えがございましたら、ひとつお願いいたします。

議長（鈴木市朗君） 市長。

市長（山仲善彰君） お考えといたしますが、私は常々申し上げてますけど、町といたしますか、その裏打ちである市政というのは、市民が伸びようと思っておられるときの踏み台、ステップボード、そして困っておられるときのシェルター、雨宿り、暴風よけだと思っております。その役割をいかに果たせるかということです。いろいろ今ご指摘になられたように、いっぱい危ないところがあります。今の自転車置き場だけじゃなしに、私もなったときから言っているのは、正面玄関へ入ってくる車がどっちから入ってくるのか。一回入って、もう一回戻ろうと、例えば荷物をおろして車庫へ行こうと思ったらまた道路へ出ないといけない。わざわざ外へ出ないといけないわけですね。中で完結してない。交通網を乱す。確かにあの植栽はいいわけですし、あの池も何か由来があるみたいなんです、池と今の交通の安全さをどちらをとるかと言えば、交通の安全さ、あるいは道路の渋滞の解決をとらんとだめなんですけれども、まだ手がつけてません。お金の問題もあるとともに、皆さん方の問題意識だと思っております、いっぱい課題がある。私も毎朝危ない思いをしながら、自転車で歩いてそこへ来ているんですけれども、職員の車とぶつかりそうです。だから、問題をどう認識してどう改善するのか。ティッシュを配って啓発だけでは

済まない。きちっと問題解決に立ち向かって、安全な地域づくりをきちっと着実に進めていきたいというふうに思っています。

議長（鈴木市朗君） 丸山敬二君。

14番（丸山敬二君） はい、ありがとうございました。以上でございます。

議長（鈴木市朗君） 暫時休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

（午前11時59分 休憩）

（午後1時00分 再開）

議長（鈴木市朗君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、通告第11号、第15番、西本俊吉君。

15番（西本俊吉君） 15番、西本俊吉です。本定例会の一般質問最後の質問者として、この場に立たせていただきました。しっかりと頑張って、また質問をさせていただきます。議案質疑等から入りますと延べ3日目を迎えます。行政の皆さんもお疲れやと思いますけど、しっかりとご答弁いただくことを求めまして、本題に入らせていただきたいと思えます。

まず最初に、農業施策の積極的な推進をということで、今定例会の場におきましての一般質問等にもいろいろ出てきております。いずれにいたしましても、やはりこの野洲地域においては農業を外して考えられない、いわば緑豊かな田園都市野洲市であります。そういうところから、やっぱり地場産業としての農業をどういうふうに育成し、そして活性化していくか、ここがやっぱり一つは野洲市の未来に向かっての命綱であるのではないかなという思いを持っております。

昨年9月に鳩山政権が誕生しました。約半年がたっております。その中で、22年度予算案も衆議院を通過いたしております、年内成立が確定的となっております。長年続きました旧政権からの、いわば大きな節目でもありますので、国の国政課題につきましても今大きいうねりを起こしている中で、すんと各自治体においてこない部分、また国民の中にもいろいろな思いをされている方もおられると思えますけれども、私は、やはり近代的な政府としての活動を期待しているところであります。

さて、国のいろんな施策の中、その中でも先ほど申し上げましたように、この野洲市におきましては農業をほかに置いては語れない、そういう地盤でもあります。そういうところから、中央の動きと、そして自治体の行政のあり方、その辺から若干お伺いしたいと思います。

昨日の農業の明るい兆しはと言われたときにも、非常に答弁内容も暗いものがありますけれども、私は、今その新しい政権が打ち出している農業の中で、率直に伺って現在、中央の政府を通し、各自治体にどれだけのものが新しい施策として、または旧施策のままでも継続して来るのか、その辺がやっぱり農業従事者にとっては大きな関心事であります。そういうところから、今日的にどのようなものが政策として各自治体におろされてきているか、その辺について、まずお伺いしたいと思います。

多くの農業の皆さんが流した汗が本当に報われる、このような農業施策を期待しているわけですが、今時点において、言うならば、きらっと光った農業、全国でも農業は野洲やなあと言われるぐらいの思いを持って、野洲市としての政策の展開に期待するところでもありますので、現状と将来展望に向かって、あわせてその辺の部分についてお伺いしておきたいと思います。

それから、流通コストのかからないものでの安心・安全、そういうものに対する消費者の思いというものは相当期待されるものがあると思います。そういう意味におきまして、私は、2点目の質問事項といたしまして、この野洲地域は米を中心として、果物も含めてたくさんの方が地域で生産されています。その辺を、この野洲市に住まいする消費者が喜んで消費できる、そういうシステムも一つはやっぱり地場産業の育成につながるんじゃないかと思います。そういう観点から、私は地産地消のまちの駅、そういうものをやはりつくるべきじゃないかと。市長もかねがね、行政の中心は、本庁機能はこの野洲の現庁舎のここに持っていくと。そして、もう一方、やっぱり安心して喜んで住んでいただく地域形成のために旧庁舎付近、その辺を中心に、さらに行政展開をしていくと、そういうふうにおっしゃっておられます。今、このゴールデンウィークを境に分庁舎機能がなくなりますし、ましてやサービスセンターができたといえども、やはりその近くで人生を送ってきた私といたしましては、いささか寂しい思いをすることも、これ事実でございます。そういうところから、消費者も結構たくさんおられますので、庁舎そのものは閉めるとしても、せめて庁舎前の駐車場、またはガレージ等を利用した地産地消のセンター、そういうものを分庁舎の本格的な次の施策が打ち出されるまでの間でも結構ですので、一般的にはガレージセールとか、そういういろんな市場関係ですね、そういうものが各地にありますけれども、あそこにつくっていただいて、にぎわいを少しでも保っていただけたらいいんじゃないかと思うんですけど、このことについてお答えを求めたいと思います。

2点目に、先ほど午前中の丸山議員の中にもありました安心・安全というのは、何にも

変えたい市民に対する大きな施策であろうかと思えます。そういう意味におきまして、昨年12月の議会開会中に守山所管内の緊急交通安全対策会議等も持たれたようでございますが、そのうち会議後に起こりました1件について、私は市の見解を求めたいと思えます。

実は、私も議員に着任早々にイオンというスーパーの開店前に、あの付近での安全対策をこの場で質問させていただいております。確かに、信号その物の設置は県の公安委員会、または予算関係で、いわゆる新設部分に重点が置かれるがために、それ以外のところはなかなかつけにくいという現状はわかります。けれども、新しい店舗ができ、また吉地の住宅前を横断しないと子どもたちの公園にも行けない。そして、またそこの企業で働いておられる会社の方がお帰りになるときは、その横断歩道等を渡ってバスを利用される。いろんなことを考えたときに、前も言ったと思うんですけども、私は旧の中主というところで40年近くハンドルを持ってきた男なんです。その者が、あそこは危険ですよと指摘をしたにもかかわらず、今日まで安全策というものがほとんどなかった。むしろ、直線的道路で側線的にあった工業団地の入り口がイオン開店と同時に、いわば三差路化してしまっていて、余計複雑になってきている。この辺の経過を考えたときに、ただ信号1つの問題でなしに、市として、事前的に何かその辺での死亡事故を抑制することができないか。当然、行政であれば対策を講じるべき、そういうところを怠ってたんじゃないかなという感覚を持っております。

1月11日、今回は、その横断歩道付近でしたけれども、今回の事故は横断歩道をほとんど渡り切った高齢者の方が、もう一、二メートル歩けば歩道に出られる、そこまで行ったときに前方不注意の車両によってひき殺されたんです。亡くなったんじゃないですよ、殺されたんです。ここに、もっと市民の命というものを守る観点、このもの自体をやはり行政としても、ただ仕事でやってるんでなしに、どうしたら市民の安全を守れるか、絶えずそういう思いをめぐらした能動的な取り組みというものがなかったら、正直申し上げて、次の事故が絶対ないということは、だれも言えないんですね。そういう思いから、ひとつ、現状の私の質問に対しましての答弁、市としてのお考えを伺いたいと思えます。

3点目に、野洲市は人権を尊重するまちづくり宣言をしております。私も、この問題につきましては、過去、余りこの場で発言はいたしておりませんが、今回聞いておりますと、何か人権政策の中に大きな見落としがあるんじゃないかなというような感覚を持っております。と申し上げますのは、同じようにこの世に生まれながら、いろんなハンディ

キャップがあります。身体的なハンディキャップ、そして家庭的ないろいろな格差がありますけれども、その中で一番大きな人権問題としてとらまえるのは、日本の歴史から来る課題、いわば身分制度、それに引き続く職業差別、そして明治維新まで続いていた身分差別とかに対しまして、ちょうど解放令が出されてから100年ぐらいはたつと思うんですけど、明治維新後の政府においても、戦後、終戦を迎えるまでは、やはり形は変えても戸籍の中にもいろいろと差別的と思われるような戸籍もありました。そういう中で、たまたま戦後、皆さんが立ち上がられる中から同対事業というものは本市も積極的な取り組みをされております。このことは本当にやっぱり苦しい思いを、投げかけたほうは知らなくても、受けたほうの思いとしては、今もうこんでいいというような感覚には、とてもじゃないかなれないんですね。

そういう意味から、私は、行政はそれなりのきちとした取り組みをされておられますけれども、本市の同和対策審議会等の機能も生かしながらという思いですけれども、今日まで、ややもすると人権問題である大きな同和という使命というものを根拠にした、その辺の取り組みに対して、むしろ及び腰じゃないかと。もっとお互いが一人の人間として、堂々とお互いの人権を認め合う、そういう政策が必要やないかと思えます。そういう意味で、今日まで、ややもすると一つの話し合いのテーブルの中から生まれた事業をやってくれば、それで行政として成り立ってたかもわかりませんが、私は、逆にどうすればなくなるやろうということを行政みずから考えながら、一定の試行錯誤をしながらでも、昨年のような落書き事件のようなことが、この野洲市から一刻も早く撲滅された時代、そういうものが来ることを待ち望むのですけれども、本当に、ただ立場とか、そういうのを超えまして、お互いの人間そのものの魂のぶつけ合いとして、そういう格差社会、いわば差別社会、人権問題そのものをしっかりと見据えた行政対応を求めたいと思えます。

以上、3点につきまして質問させていただきました。ご答弁を求めたいと思えます。

議長（鈴木市朗君） 環境経済部政策監。

環境経済部政策監（土肥義博君） 西本議員の農業施策の推進についてのご質問にお答えを申し上げます。通告では、ちょっと情報の入手方法というようなお話があったので、それは後で申し上げます。

まず、農業施策についての認識というか、これは今までもこの議会で代表質問等でお答えをしておりますとおり、本市では米を中心とする穀物生産を中心とする農業。これであるがゆえに、米政策というと国の政策というような形で、それが主となっておりますので、

基本的にそれを軸とせざるを得ない構造になっているということは事実でございます。

他方で、先ほど西本議員からもお話がございましたように、昨年、政権交代があって、基本的に農業のいわゆる担い手の考え方というのは、随分、180度近い転換というふうな形で私は認識をしております。逆に、そういった形でいては、要は国の政策だけに頼っていては、国で時尚を仰ぐと、うろうろしないといけないと。こういう形では、非常に農家の方もストレスも感じられるでしょうし、非常に不安感もお持ちあわせになるのかなというようなところで、今回の施政方針でも申し上げましたとおり、来年度を目途に、いわゆる野洲市としての農業・農村振興計画を策定したいと。それをつくるに当たっては、来年度の早い段階でその骨子をお示しして、また皆様ともご議論をさせていただきながら、いい形につくり上げていくという方向で進めてまいりたいというふうに思っております。

あと、政権が変わってからの農業関係の新たな入手方法なんですが、戸別所得補償モデル対策ですとか、あるいは施設機械に対する補助とかリースの関係の経営体育成交付金につきましては、既に農家や担い手の方々に一応の説明会を開催して、情報提供を実施したところでございます。その他の情報につきましては、農林水産省のホームページの平成22年度予算案ですとか、あるいは県からの情報提供により情報を収集しているところでございますけれども、昨年まで幅広く実施をされてきた説明会等は十分実施されているとは言えないわけでございます。一応と、先ほど申し上げました説明会を開いたとは言うものの、例えば戸別所得補償モデル対策については、4月から申請が始まるんですが、まだ農家に対して申請様式も示されていないという状況でございます。

それから、あと河野議員からも代表質問でご指摘がありましたように、経営体育成交付金につきましても、市からの説明会から、要は申し込みの締め切りがわずか5日間というふうな形にせざるを得ない等、非常に新規施策の詳しい情報については入手できておりませんとか、あるいは入手しても非常に遅くなっているというのが今の実情でございます。

それから、あと2点目の地産地消の推進についてでございますけれども、野洲市では、『野洲をまるごとまるかじり』をテーマに、昨年3月に“おいで野洲まるかじり協議会”を立ち上げまして、地産地消の研究と推進を図っているところでございます。

現在、各学区単位で地産地消に関する基礎的な調査を行なっているところでございます。地域の直売店や食材の掘り起こしにより、潜在能力の可能性を探ったりとか、あるいはアンケート調査により買物動向を研究しております。

このデータをもとに、今後、野洲市に今分散をしております小さな直売所のネットワー

ク化を図っていききたいと。そのほか、これを核とした移動販売ですとか、あるいはデリバリーサービスとか、こういったものを高齢化が進み周辺にお店のないような地域を中心に行なってまいりたいというふうに考えております。

なお、直売所構想の拠点としての分庁舎跡地の活用のご提案なのですが、周辺農商工業者、そこでも地場の農産物を売っておられるよう事例もございます。そういったこととか、あるいは住民の意向も把握をしながら判断をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 市民部長。

市民部長（高田一巳君） 次に、西本議員の第2点目の交通事故の背景についてのご質問にお答えをいたします。

昨年末から、ことしの1月にかけて、野洲市内では4件の死亡事故が発生いたしました。いずれも高齢者の方が被害に遭っておられます。また、議員ご指摘の本年1月に発生いたしました吉地地先の死亡事故につきましては、横断歩道を横断中の高齢者が、若者の運転する車にひかれ死亡するという痛ましい事故でありました。

市といたしましては非常事態と受けとめ、緊急に事故防止のための啓発チラシを配布するとともに、広報車による広報活動も強化してまいりました。さらに、守山警察署、交通安全協会の協力を得て、70歳以上のひとり暮らしの自宅を訪問し、死亡事故が夜間に続発していることから、夜間の外出はなるべく控えるよう周知することや、事故防止のための反射材の配布を行う予定をしております。

また、年末に市内で発生した3件の死亡事故や、議員ご指摘の、吉地地先で発生した2件の死亡事故のすべてが夕暮れ時や夜間に発生し、運転手の前方不注意が原因であります。今後は、市内の各自治会や事業所に運転手のマナーアップを図る交通安全教室の開催を依頼いたします。

以上、答弁といたします。

議長（鈴木市朗君） 副市長。

副市長（川尻良治君） 西本議員ご質問の、第3点目の人権を尊重する行政課題について、お答えを申し上げます。

ご質問の中で、議員ご指摘のありましたように、野洲市はすべての人が個人として尊重され、互いの人権を認め合う人権尊重の理念をもとに、まちづくりを進めてまいりました。特に、その中でも核となります人権課題であります同和問題につきましては、今日までの

取り組みによりまして、ハード面で大きな成果を上げることができたものと考えております。また、ソフト面におきまして、差別をなくすため行動されている多くの方々の努力もございまして、解決に向けて進んできているものと認識をしておるところでございます。

しかしながら、昨年も市内で差別落書き事件が起こっておりますように、依然として差別落書き、あるいは差別発言が発生するなど、教育・啓発にも課題が残っております。

国では、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が制定されておりますが、野洲市では、ご承知のとおり野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例を軸に、野洲市人権尊重のまち宣言が採択されております。また、具体的な取り組みにつきましては、野洲市人権施策基本計画及び野洲市同和対策基本計画を策定しており、これらの条例・計画に基づきまして、総合的かつ計画的に事業を推進しているところでございます。

この人権施策及び同和対策事業計画は、来年度が5カ年計画の最終年度になります。このことから、今年度実施しました同和地区生活実態調査・意識調査、および人権問題に関する市民意識調査の結果を踏まえまして、今日までの取り組みを検証した上で、残された課題、例えば進路保障、あるいは安定就労、また福祉、先ほど申し上げました教育啓発の課題等につきまして、解決に向けまして目標や到達点の設定を行いながら、実効性のある計画を策定し、互いの人権が尊重され、だれもが住みよい地域社会の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 西本俊吉君。

15番（西本俊吉君） まず、農業政策について再質問です。

確かに、今、政府からおりてくるものがいろいろとあって、先ほどの表現で言いますと、政府の取り組みの中で手法的なもの、まだ行政自体も落ちついて取り組めてないということですか、そういうような戸惑いも感じておられるような状況もあることも否認しません。しかし、所得価格保障、いろいろ政策を打ち出しております。これは、コンクリートから人へという政策の転換の中で、やはり生産者側に生産意欲を持ってやってもらうための一つの政策転換でもあります。そういうところから、やはり国が打ち出し、また県等がなしている部分につきましては、農業施策に関しては、殊のほか積極的な取り組みというものを展開され、昨年もありました近代化資金はもうないのかと。若手の認定農業者、まだ30になろうかという人なんですけれども、そういう人たちが資金を借りたいという、いわばやる気満々の農業をやっていこうという者たちの思いを、少なくとも受けて立てる、そう

いう行政というんですか、そのような形をきちっとしていただきたいなと思います。

あわせて、若干ちょっとぶれて申しわけないんですけども、昨日です、加工米についての申請業務等について、一々本庁まで行かなあかんねやろうかという迷いもありました。その辺につきましては、サービスセンター機能をきちっと高めていただくということで、ぜひとも対応していただきたい、このことを申し上げておきます。

それから、交通施策につきましてですけども、運転手は業務上過失致死罪、交通裁判にかけられた結果、その人においても一生ぬぐい去ることのできない一つの人生が待っているわけです。そういう意味におきまして、皆さんご承知いただいていると思いますから、はっきり言います。あれだけひどい道路、あそこは16メートル道路やったと思うんですけども、そんだけの距離のあるところで、たまたま夜間に起こっているということであって、昼間、視野の狭い子どもたちが十分に車両確認をせんとぼっと飛び出すということも十分考えられるんですね。だったら、やっぱり子どもの命を守るためにも、これは何を置いてでも、まずは安全策という意味での。これは信号をつくったから絶対大丈夫とは言えません。信号のある交差点でも死亡事故は起こります。けれども、抑止力としてはやっぱり信号機の設置というものが一番効果的じゃないか。押しボタン式でも十分だと思います。何とか、このことは行政を通して強く県に申し入れていただき、また我々の立場からも県に対してそのようなことも、あえて声を大きくしながら実現に向けて、みずからも取り組んでまいりたいと思います。そういうことで、第三の被害者を出さない、一刻も早い対応を行政に求めます。再度、行政としてのそれに対する決意というんですか、意思をもう一度お示しいただけたらなと思います。

人権問題についてです。今日まで積極的な取り組みをされているという一定の評価の上に立って、なおかつ、確かにハード事業の終結はなされたところもあります。そして、なお今日的に、まだまだ人権施策として行政に対して何をしてくれるやろうという思いで、みずから一刻も早く、そういう差別意識から逃れたいというんですか、自分たちのころに意識を持たなくていい、そういう地域社会の形成を願っておられる方も市民の中にはおられます。そういう意味で、ちょうど5カ年計画の見直しの時期であります。今日まで、一番、私はこの問題でおくれているのは、一つの計画性はあっても、それをつぶさに点検するというんですか、いわばチェックしながら次の策をという階段を一段一段上っていくような方向性というのは余り見えてないんですね。だから、その辺について、人権問題の課題に対する到達度、そういうものを絶えず図りながら、きちっとした人権政策の根づいた

まちづくりとして、この同和問題等につきましても、しっかりとした取り組みを展開していただきたい、そういう観点に立って再度答弁を求めておきたいと思います。

以上です。

議長（鈴木市朗君） 環境経済部政策監。

環境経済部政策監（土肥義博君） 西本議員の再質問にお答えを申し上げます。

先ほど申し上げられた、いわゆる新規就農者に対するような助成策とかいったようなお話だったかと思います。これは、当然政権与党のほうから出されている話で、西本議員も十分ご承知かと思えますけれども、経営体育成交付金の中に新規就農者補助というカテゴリーがあります。きのうも答弁申し上げましたかと思えますけれども、これについてはゼロ件でした。ゼロ件というのは、2月26日に私どもは説明させていただきました。要は22年、23年、24年、この3年間でそれに手を挙げたい人は3月3日までに答えを出してくださいよというようなタイムスパンでやらざるを得ない、そういう状況なんだということ。逆に言うと、そういう新規就農者からしてみれば、その説明を聞いて、5日間で残りの2分の1も出さずという決断をした上で手を挙げないといけないわけです。ですから、そういった状況が現場で今起こっているんだということをご認識いただければ幸いです。

それから、あともう一つは、我々は地産地消をいろいろ進めております。基本的には我々も新たな直売所とか、そういう形を求めるといよりは、今、既存の直売所はいろいろ点在してございますので、これを何とかつなげるような形で、できるだけ生産者が見えるような形でというようなところを我々は、特に農業者の方にとっても生産意欲がわくような形になるのではないかなというふうにも感じておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、分庁舎機能の話、特に集中改革プランの市民懇談会の中でも、たしか、ひょうずコミュニティセンターでお聞かせいただいたご意見だったと承知しておりますけれども、要は今の分庁舎であれば長靴で相談に農林水産課に行けるわと、本庁舎に行ったら背広を着ないといけないわというようなお尋ねがあったかと承知しております。もちろん合併して5年もたっておるといふところはあるものの、やはり広い農地というのは、どちらかというと旧中主町のほうにあるのは事実でございます。ですから、当然5月からは本庁機能という形で本庁には農林水産課も入るわけでございますけれども、中主町を問わず、市民のいろんなところからご要望があれば、我々はその現場に出向いた形で御用聞きという

か、いろいろなご要望を聞かさせていただくような、そういう取り組みは、今議員から、あるいは市民懇談会からもご意見をいただいているように、ややもすると現場に行くのが不十分じゃなかったのかというふうな思いも持っておりますので、その辺については、特に現場主義というか、そこをこれから一層徹底することによりまして、農家の不安にも的確に対応できるような体制を進めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 市民部長。

市民部長（高田一巳君） 西本議員の再質問にお答えをいたします。信号機の設置の要望につきましては、引き続き行っていきますけれども、昨今の諸情勢を勘案しますと、設置の見込みはかなり難しいのではないかと考えます。そこで、市といたしましては死亡事故が多発していることや、左右確認を十分注意して横断するなどの注意喚起の看板の設置等、市として可能な限りの対応について検討してまいりたいと考えます。また、道路管理者といたしましても、路面表示等についても事故抑止のために効果的なものがあるのか、警察署と積極的に協議してまいりたいと考えます。

しかし、先ほども述べましたように、死亡事故の原因の大部分が運転手の前方不注意にあることから、今後は家庭、地域、職場が相互の連携を緊密にし、交通の状況や地域の実態に応じた効果的な交通安全対策や、夕暮れ時や夜間における、例えばスピードの10キロダウンと前方注視、安全確認の徹底、また前照灯の早目の点灯運動を展開することや、夕暮れ時や夜間の危険性について理解を深めるための参加型、体験型、実践型の研修会の実施などによりまして、交通安全意識の高揚を図り、死亡事故の撲滅に取り組んでまいりたいと考えてます。

以上、答弁といたします。

議長（鈴木市朗君） 副市長。

副市長（川尻良治君） 西本議員ご質問の再質問にお答えいたしたいと思います。先ほど少し答弁させていただいたのとかぶるところがございますが、ご容赦願いたいと思います。

野洲市としましては、先ほど申し上げましたように、人権施策基本計画あるいは同和対策基本計画に基づいて総合的に施策を実施しておるところでございます。その具体的な到達点をどうやって図るかということだと思っております。その点につきましては、これも先ほど申し上げましたんですが、基本的には5カ年に1回の生活実態調査あるいは意識調査、

あるいは市民の意識調査ですね、こういったものをもって、今どのレベルにあるかということを確認しながら、次の施策を打っていくという仕組みをとっております。

残念ながら、前回の調査では地域の方々の4分の1ぐらいの方が、やっぱり差別の事例があったというふうにおっしゃっていた、こういう結果もございました。今回、そういったものがどういう時点になっているのかということのを改めて検証しながら、いわゆる到達目標を明らかにしながらの計画にしたい、かように思っております。ご理解を賜りたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 西本俊吉君。

15番（西本俊吉君） 再々質問に入ります。まず、農業政策について政策監から、政権交代直後であり、打ち出される施策に対応するだけの時間余裕がないから、よい一つの方策であってもなかなかずんと働いていただいている農業者のところまで落としきれないという行政としての悩みもお持ちのようでございます。これがずっと続くかということ、決してそうやないと思います。やはり、政権交代直後においての一つの過渡期ということで、そういうこともあるかと思えますけれども、また、やがてしっかりとした農業政策、新しい政府においても打ち出されてこようかと思えます。そういう中で、冒頭にも申し上げましたように、近江米の大きな産地でもございます。米を中心とした、そして近代化農業の中でいろんな野菜やら果物を育成される現場の思いというものを十分かった行政になりますように、ひとつ私も、政策監は中央から来られていますので、そういう部分も期待しながら、そしてうれしかったのは、現場に向いてという、いわば御用聞きというんですか、そこまで言ってしまうと身もふたもないかもわかりませんが、心がそういう思いを持っていただいているということに、今後の農業政策の展開を期待しておきたいと思えます。

それから、交通対策につきまして、今、市民部長から再答弁のところ、信号は県の公安委員会の判断並びに県の予算、それらが伴うので、すぐには無理かもわからん。けれども、市のやれる範囲、いわば安全啓蒙に対する標識等、または道交法に抵触しない範囲内での道路における安全誘導、そういうものについて市として何ができるか研究しながら、早い時期に現場に生きるように持っていくという、これもそういう意味では前向きなご答弁をいただいておりますので、ぜひとも、ここ一カ所に限らんわけですけども、市内の危険やと思うところについては積極的な安全対策を、全体を含めてお願いしておきたいなと思えます。

それから、人権尊重のまち、私は本当に行政課題の中でも一番心のケアというんですか、心の問題であり、大変な一つの行政課題であると思います。しかしながら、今年のあの落書き事件を見ましても、実行者は、これはあくまでも推定ですけれども、まだ若い10代から、せいぜい20代の前半、それくらいの子どもたちの落書きなんですね。ということは、その子どもたちが、そのことがみずからにとって恥ずかしいことであれ、いわばそういう知識を持っているというところに、この根の深さを感じております。そういうところから、野洲市としてこれで十分やっているという思いもあるかもわかりません。

しかしながら、一つの事例として申し上げますならば、旧の八日市市、今の東近江市ですけれども、市民があるところへの問い合わせのケースで事件が起こりました。市は、市民が電話で言っている中身だから、あえてそれは差別じゃないやろうというような解釈の中で来ておりましたが、昨年、行政として対応が不十分であった、これは一つの差別の事件として、やっぱり市民全体がこういうことがあってはならんという、そう共感しなければいけないという思いに再度行政が改めているという例もあります。野洲市におきましても、まずは5万のそれぞれの市民の心の中に、そういうものの意識が一日も、希薄化され、地域の人たちにとりましても、やはりみずから心がいつまでも残らない、そういう施策を今後も、さらに求めつつ、私からの発言、若干時間が余っておりますけど、この辺にとどめておきたいと思います。

ありがとうございました。

議長（鈴木市朗君） 以上で、通告による一般質問は終了いたしました。

本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

明13日から24日の12日間は休会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鈴木市朗君） ご異議なしと認めます。よって、明13日から24日までの12日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のために申し上げます。来る3月25日は、午後1時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さんでした。（午後1時46分 散会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成22年 3月12日

野洲市議会議長 鈴木市朗

署名議員 野並享子

署名議員 小菅六雄